

都市・環境常任委員会
決算・予算常任委員会都市・環境分科会

(平成29年9月13日)

○ 中村久雄委員長

それでは、皆さん改めまして、おはようございます。

きょうは、庁内のWi-Fiのぐあいが悪いみたいで、インターネット中継ができないということをご了解いただきたいと思います。また、復旧次第中継させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、審査順序に基づきまして環境部の審査を行ってまいります。

環境部長より挨拶を。

○ 川北環境部長

皆さんおはようございます。

本日、環境部でございますが、決算の分科会として平成28年度の決算、それから、予算の分科会といたしまして、債務負担行為の補正ということで、四日市公害と環境未来館の分でございます。

その後、協議会が環境計画の今改定作業を進めておりますので、それにつきまして協議会を、それから、環境保全審議会を過日開催いたしました、その所管事務調査。それと、都市整備部も入りまして、合同でという形でその他報告という形で請願第6号、要は太陽光発電の関係でございますが、その報告をさせていただきたいと考えております。

盛りだくさんではございますが、きっちりご説明させていただきまして、ご審議賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

なお、本日諸岡委員が午前中欠席、また、中森委員は監査のため決算審査には入らないので、空席となっております。

また、傍聴が1名いらっしゃることをご承知おきください。

議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
一般会計

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費（関係部分）

第2項 清掃費

○ 中村久雄委員長

それでは、ここからは決算常任委員会都市・環境分科会として、議案第7号平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定に係る環境部所管部分の審査を行ってまいります。

議案第7号平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第2項清掃費、この審査を行ってまいります。

議案聴取会で追加資料があったと思いますけど、まず、その追加資料の説明からお願いいたします。

○ 伊藤生活環境課長

生活環境課の伊藤でございます。では、よろしくお願いたします。

タブレット端末の05都市・環境常任委員会の08平成29年8月定例会月議会と、その次、03環境部関係資料をあけていただきますと116ページものがございます。その中の116分の3と4が今回ディスプレイで先日ご質問いただいた部分の資料になります。説明のほうをさせていただきます。

○ 中村久雄委員長

よろしいか。

（発言する者あり）

○ 中村久雄委員長

いいですか。

じゃ、お願いします。

○ 伊藤生活環境課長

まず、ディスポーザが何ぞやというところでまず書かせていただいております。ディスポーザ自体は、流し台の下に、下というのは排水溝のところに機械を取りつけまして、調理くずを破砕するような形で細かくして、排水と一緒に流すようなもの、装置になります。

ディスポーザ自体の処理の仕方としましては、5行目にはなりますけれども、微生物で処理するタイプの生物処理タイプというのと、機械的な装置で処理する機械処理タイプ、二通りございます。どちらにつきましても、この二通りの処理があるというふうにお考えいただきたいと思います。

そして、経緯ということで、116分の4になります。

経緯で、日本国内としましては、平成6年が実質的な国絡みのスタートになりますけれども、ディスポーザ自体はおおよそ100年ぐらい前にアメリカのほうでスタートした機械になっております。その後、日本のほうへ輸入はされてきておりまして、一般的に利用が始まっているのかなというふうに思います。ただ、当時、日本に入ってきたばかりのときには明確な基準等々がない状況でございまして、そして、平成6年から国土交通省がこういった基準、研究開発を始めたということで、スタートをしております。そして、平成10年に建築基準法の改正というか、大臣認定をとればということで複数のメーカーがその認定をとって、そして同年市でも公共下水道条例を一部改正してその基準を取り入れております。その後、建築基準法の改正等々によりまして、条例を一部改正したりしてきております。そして、平成27年の2月にも同じような基準改正がございまして、その際に上下水道局が下水道条例のほうを一部改正しております。

そして、このディスポーザについてのメリットとデメリットということで書かせていただいておりますが、メリットは、生ごみを一定期間屋内に置いておく必要がないということで衛生的であろうと、あと、ごみにつきましては、細かく砕いた上で排水のほうへ流れるということで、ごみの減量については有益であろうと、ただ、デメリットも幾つかございまして、かたい食品は破砕することができない。あと、繊維質がきつい、強いものについてはこれもあわせてできないということで、処理できるもの、できないものがあると、そして、二つ目のちょぼですけど、臭気対策、やはりにおいが上がってくる可能性があるということで、臭気対策が必要であると。あと、維持管理を行う必要があるということですが、生物処理タイプの場合は汚泥という形で処理をする必要が出てきます。また、機械処理の場合は、この排水溝の下で受けがありますもので、それをときどき抜いてやらな

かんということでのごみを処理する必要があると。あと、このディスポーザ自体の設置でありますとか、交換経費については高額であるということで、デメリットがあるのかなというふうには考えております。

そして、本市におけるディスポーザの広報と設置状況ということで、次、書かせていただいておりますが、この平成27年の条例改正時に上下水道局が同年6月の広報よっかいちで周知をしております。そして、排水設備指定業者に向けて講習会を行って、その周知を行っております。そして、現状といたしましては、これ平成28年度末ということにはなりますけれども、戸建て住宅では5軒、集合住宅、マンションになりますが、それは3件あります。総世帯数としては315世帯分ございます。

そして最後、まとめということですが、このディスポーザの設置につきましては、上下水道局への書類提出を受けていただく必要がございます。ですので、そういった部分でいろいろ上下水道局と情報共有をしていかなあかんのかなというふうには考えております。

あと、先ほども申し上げましたが、ごみの減量には一定の効果があるということで、我々が年間何十回と開催しております説明会などでこういった装置もありますよということでの説明は、周知はしていきたいなというふうには考えております。

説明は以上です。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

それでは委員の皆さんから質疑を、今のディスポーザだけですので、議案全般にかかっ
てご質疑をお願いいたします。

○ 中村久雄委員長

ちょっと、そうしたら私、確認よろしいですか。

これで、ディスポーザの件ですけど、先ほどの、市としては市民の皆様に使っていただきたい、ごみの減量のために使っていただきたいというふうに考えているのか、それと、設備的なものですけど、集合住宅の3件というのは、これ、集合住宅で各戸にディスポーザをつけて販売していると、そのディスポーザから、各戸数からおのおのそのまま下水に流れるのか、どこかで集約して集合住宅全体で集約して汚泥やったら汚泥の処理をしたり、

そういうのをしているのか、どういうふうな仕組みになっているのか、その2点ちょっと教えてほしいな。

○ 伊藤生活環境課長

まず、このディスポーザ自体を使うべきなのか、使ってほしいと考えているのかどうかという点でのご質問と、あと、マンションタイプのディスポーザはどういうふうな形になっておるのかということのご質問です。

まず、使う使わないの部分につきましては、ごみ減量には一定の効果があるというふうには考えております。ただ、最終的には下水道のほうに流れていくということがございますもので、そこら辺は上下水道局と十分に意見調整といいますか、情報共有をしながら進めてまいらなければならないというふうに考えております。

そして、もう一つ、マンションのほうですけど、マンションのほうにつきましては、処理タイプが生物処理タイプでございます、いわゆる浄化槽みたいなイメージを思っただけならばよろしいんですけども、ですから、何か月かに1回は、マンションが例えば100棟あれば、100棟のごみが地下にたまるといいますか、来る形になりますもので、その汚泥が発生しますもので、それを何か月かに1回、1年に1回なのかちょっとそこら辺私もそこまでは認識しておらんのですけれども、定期的な汚泥の引き抜きというが必要になってくるというふうになっております。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

そのまま下水道に直接流れ込む、下水道へのダメージは少なくするという事でマンションはやっているということですね。上下水道局と協議も、下水道へのダメージというか、その辺を協議してということですね。

ありがとうございます。

○ 川村幸康委員

ディスポーザのほうは、ちょっときょう説明してもらったので、私の思い違いやったのかなと思ったのは、ディスポーザは、四日市市はあかんといって何年前に規制したのと違ったかなと思っておったもので、それは全然思い違いやろうか。どっちかというとな否定

的に捉えておって、それで、この間何かのあれでディスプレイをもう一度考え直すみたいなのが新聞に出ておったもので、あれ、四、五年前、四日市市で説明を受けたときは、ディスプレイは余り有益やないみたいな話やったもので、それがこの間何か見たらまた有益やでまた研究してもう少し進めていくみたいなことを日経か何かの新聞で見たもので、一遍これどうなっておるのかなと、それで、市の方向と国かどこかの進めようとしておる方向が違うのかなというイメージがあったもので、ただ単なる勘違い、それで、多分あそこの跡地に立てたところがディスプレイがついていると思うんやわ、多分、それが何かどうのこうのという説明も受けたような気もするもので、私の思い過ごしやったらあれやし、それで、一遍四日市はあかんようになったというのも覚えがあるんやわ。私の知り合いの家はついておるんやけど、それで私のところもええなと思ってつけようとしたら、もう今つけれやんであかんらしいぞと聞いたもので、その辺がちょっとようわからんもので、説明してほしいという話を出したんです。

以上です。

○ 伊藤生活環境課長

ディスプレイ自体も国の研究が始まる以前の段階ですと、生ごみを処理してそのまま流していたようなイメージ、単体ディスプレイといいますか、そういった形ですもんで、それですと、やはり上下水道局の管にやはり負担が大きい、処理施設としても負担が大きいというふうには聞いております。ですもんで、国が基準等をつくったということで、それ以降についてはこの基準を満たすものであれば設置については問題がないというふうには考えております。

そして、四日市市として否定的なスタンスだったのかということにつきましては、平成10年に上下水道局がこのディスプレイについての設置要綱等を定めておりますもんで、それ以降、この基準でもって設置していただければというふうな形にはなっております。

以上です。

○ 川村幸康委員

記憶で、私平成20年代で、環境部で一遍議論があったと思っておるんやけどな。なかった、勘違いかな、平成20年代以降で、ここ七、八年の間になかった、それならもう勘違いやな完全に。

○ 伊藤生活環境課長

平成27年に条例改正をしているときに、これ、上下水道局が条例と要綱について説明をしておる状況でございますもんで、環境部としてこういった場ではないというふうに認識しております。

○ 中村久雄委員長

ほか。

○ 樋口龍馬委員

済みません、生ごみ処理機の助成なんですけれども、平成28年度は29基ということで、平成27年は52基、これは年々減少の……。言わないかん、主要施策実績報告書の117ページの資料を見て話をしています。そうすると、生ごみ処理機の購入費の補助については52件から29件に下がってきて、これは年々減少傾向ということではなかったでしょうか。

○ 伊藤生活環境課長

生ごみ処理機につきましては、購入される側に減量に対する意識という部分はあるかと思いますが、年々減少してきている状況については間違いのない部分でございます。先ほど委員から数字いただきましたが、平成28年29基、平成27年度52基、平成26年度は39基ということで、この生ごみ処理機購入費補助を導入して以降、特にここ何年かは100基の補助にはいたっていないというような状況でございます。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。

うちも買おうかなと思うんですけど、いつも買おうかなと思うんですけども、意外と補助足りやんなと思って、買うのやめるんですよ。ちょっといいのを買おうと思うと10万円を平気で超えてくるもんで、なので、段ボールコンポストも試してみたりいろいろするんですけども、虫が湧くんですよ、結局やめてしまって、今は最終的には普通にごみの処理に出しているんですけど、もう少し推進できれば相当減らせるんだろかなとは思ってまして、とりあえず現状維持の考えなのか、何か手を打っていかうと思われるのか

という点について、見解だけ聞かせていただいてもいいですか。

○ 伊藤生活環境課長

生ごみ処理機もええやつといいですか、高価なものと委員のご紹介のように10万円を超えるものもございますし、逆に安価なものと、二、三万円で買えるものもございます。我々としたしましては、生ごみ処理、可燃ごみの減量については非常にお願いしたい部分がございますもので、繰り返しにはなるんですが、ごみの説明会等で減量についてはお願いしておる状況でございます。その中でこういったものもありますよ、こういった制度もありますというような周知、啓発等も行っておる状況でございます。

○ 樋口龍馬委員

その上限をもう少し緩和してもらいたいのかなという気はするんです。パーセンテージをいじる必要はないと思うんですけども、もう少し上限を変えていってもいいのかなというところで検討いただいたらというところにとどめておきたいと思います、一旦。

○ 中村久雄委員長

いいですか。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

どうぞ。樋口さんお願いします。

○ 樋口龍馬委員

済みません、じゃ、続けていかせていただきます。

111ページ、環境保全課さんの部分で、特定外来生物の防除実施計画のところがあるんですが、これって調査して、どの辺にどれぐらい分布しているのかっていうのは、公開されているんでしょうか。ちょっと私調べたんだけど、よう探さんくて。

○ 市川環境保全課長

アライグマ、ヌートリアの生育状況と申しますと、かんきょう四日市のほうに四日市の自然というところがございます。そこに私ども平成26年度、平成27年度と特定外来生物の分布調査ということで、委託で行っていただいていた事業がございますので、その結果も含めてそのところに掲載をさせていただいております。

○ 樋口龍馬委員

今ちよくちよく私も港議会で報告を受けるヒアリの話だとか、セアカゴケグモだとか、そういう外来生物は含んでいない、ヌートリアとアライグマに絞っている事業だという認識でいいんですか。

○ 市川環境保全課長

特定外来生物のここに記載のあります防除実施計画と申しますと、おっしゃるとおりアライグマとヌートリアに限った防除実施計画になってはございます。ただ、最近ヒアリアカカミアリという特定外来生物も日本のほうに入って来ておるという状況でございますので、そのあたりもホームページのほうに注意喚起も含めて特徴、対策、連絡方法とか、連絡先等についても情報提供させていただいておるという状況でございます。

○ 樋口龍馬委員

セアカゴケグモは、見つけたよといっても、触らんように分厚い靴で潰しておいてぐらになってきているもので、そのあたりも含めてちょっと考えていかないと厳しいところもあるのかなと、テレビなんかでは最近池の水抜いたり、いろいろしているのもあるので、いろんな考え方があろうかと思っておりますので、全部が全部市でやれという話じゃないんですけども、もしつかんでいる部分があるのであれば、分布についてはちょっと出させていただくとかということも考えるなり、一度議会のほうに示していただいて我々のほうで確認する程度ということもしてという、審議とるような話じゃないので、一度また、まず資料があるなら私だけで結構ですので、ポストのほうに入れておいてもらっていいですか。

○ 市川環境保全課長

セアカゴケグモについても同じような分布調査の中で資料のほうに載せさせていただいておりますので、市内を細かくメッシュに分けて、どのところに分布しておるんだという

のを多いところは赤色とか、ちょっと少ないのは緑とか、いうようなところも載せさせていただきますので、資料も何だったら冊子としてつくっておりますので、こちらのほうにお越しただければお渡しさせていただきます。

○ 樋口龍馬委員

何うようにいたします。

なければ続けていいですか。

○ 中村久雄委員長

はい、お願いします。

○ 樋口龍馬委員

もし、皆さんあればいつでも差し込んでください。

簡単に何点かありまして、117ページの、先ほど生ごみ処理機とよく似たところなんですけれども、瓶、缶って今どうしているんですか。収集した瓶、缶、資源。

○ 伊藤生活環境課長

瓶、缶、資源として収集をさせていただきますして、資源物として処理、売却等。缶については売値がついております。瓶につきましては、リターナル瓶、一升瓶とか、ビール瓶とか、ああいうのについてはお値段高く引き取っていただけますし、普通の瓶、食料品が入っておったような瓶についてはゼロ円という形での取引、処理になっております。

○ 樋口龍馬委員

それ、分別はどこでしているんですか。

○ 伊藤生活環境課長

まず、資源物につきましては、置き場に出していただく際に我々が自治会様をお願いしております看板といいますか、そこへ置いていただきまして、収集する際にある程度分けただけで収集をしております。ですので、資源を収集、回収に当たる際には、1カ所の集積場に何台かの車が行くような形になります。多分、1日資源物何種類かございまして、そ

れを3台の車に分けた上で収集をしております。ですので、その分けた車でもって例えば金属類、飲料缶につきましては、基本的に業者のほうへそのまま持っていきます。あと、紙、布についても同様に業者のほうへ直接搬入をしております。あと、瓶につきましては、桶の衛生センターのほうで色別に分けるというような、先ほどのリターナル瓶に分けた上で、ワンウェイ瓶につきましては、色分けをしております。あと、小型家電についてもそちらのほうでいろいろ選別等しております。

○ 樋口龍馬委員

桶の方から桶で分けておるとかってなかったっけというのはなしがあったもので、聞いたところがありまして、もちろん自治会のほうで捨てるときに分けているのは私も了解しているんですけど、スチールとかアルミとかという分別をするときに、桶の地内でやっていたことがあるようなというような話を聞いたもので、特に今そういうことはなくて、業者のほうにとんとおろしておるとのことですね。業者がスチールだとかアルミだとかというのは分けておるわけですね。

○ 伊藤生活環境課長

金属類、飲料缶については業者へ直接ですが、瓶につきましては、桶の衛生センターのほうで分けております。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。

そのまま関連して資源物というところで、資源の持ち去りについては個別にまとめていただいたところもあったんですけども、被害額みたいな形になっているんですけど、やっぱり住民との紛争もあるので、何か聞いてもしょうがないんだろうなと思いながら聞いておるんですが、対策みたいなものが新しく出ていたり、警察さんの方針で新しいものが出ていたら教えていただきたいんですけども。

○ 伊藤生活環境課長

資料のほうで先にお示しのほうはさせていただいておるんですが、特に今年度からという形にはなるんですけども。

(発言する者あり)

○ 伊藤生活環境課長

資料、07決算常任委員会の06平成29年8月定例月議会の部局別の中の16環境部。

(発言する者あり)

○ 伊藤生活環境課長

23、24のところですか。持ち去りの関係のことを取りまとめさせていただいております。そして、具体的な対策、特にこれまでと変わった点で何かないのかというご質問に関してですが、持ち去り行為者自体がかなり朝早い時間から活動をしているというのも一つの事実でございます、我々のほうも朝早く、ちょっと試験的な部分もあるんですけども、朝早く7時ぐらいからパトロールにちょっと回って、トライアルという形では取り組みのほうをさせていただいております。

あと、他都市の状況ということでの確認もさせていただいておる部分もあるんですけども、例えば市の職員の体制もそうなんですけれども、それ以外にパトロール自体を早朝パトロールそのものを委託しているような都市もあるということでの確認といいますか、ご意見をいただいております。今後、そういった分について反映をしておくことができればいかなというふうな思いはございます。

○ 樋口龍馬委員

難しいところなんですけど、やっぱり仕組みがこのままでは限界が来ていると思うので、何か我々も考えるので、皆さんのほうでもご検討いただけたらなと、特に関連なければ最後にもう一点だけいいですか。

○ 中村久雄委員長

はい、どうぞ。

○ 樋口龍馬委員

同じく資源物なんですけど、集団回収でP T Aさんとかいろいろありましたよね、地区がやっていたりとかという、この118ページにあります集団回収活動奨励費の地区別内訳だけまた、こういう地区別なり団体別内訳ありますよね、また審査にかかわらないので、後日で結構ですのでいただけるとありがたいです。

○ 伊藤生活環境課長

また後日提出させていただきます。

○ 中村久雄委員長

はい、お願いします。

ほかの委員さんからご質疑ございませんか。

○ 伊藤修一委員

間があくとあかんで、環境未来館、毎回お世話になっておるんやけど、プロジェクションマッピング見せてもらいました。それで、新しいあれもやっぱり取り組みもやっていただいて、やっぱり四日市のシティプロモーションという大きな中心的なシンボルになってきておるといふうには大体評価できてきておるんちゃうかなと思うんやけど、何か実績見ると、やっぱり何か平成27年、平成28年で利用者が減っているような、利用者というか来ていただく方が減っておるような数字が出ておるんやけれども、何か要因があったらちょっと教えてもらえたらどうなのかなと思うんやけど、減ってはおらんのかな。減っておるのかな。これは、112ページの私資料を見ておるんやけど、どうなんやろうか。

○ 岡田四日市公害と環境未来館副館長

お世話になります。

今、主要施策の112ページをごらんいただいてご質問いただいたと思います。

i - P a dとといいますか、タブレット端末の先ほど今開いていただいておりますか、27分のとってよろしいでしょうか、27分の15のページ、確かに平成27年度から平成28年度は減っております。それを27分の15の資料で棒グラフにしてございます、色を分けて。よろしいでしょうか。それで、青色が平成27年度、一口に言って、平成27年度開館当初の4月、5月に非常に多かったんです、メディアで取り上げられるということで、

そこが一番だと、実は、短く言うとそういうことだと思っております。ただ、ご質問、派生しますが、団体としては海外とか市外からというのは堅調、要するにかたく来ていただいておりますという分析をしております。平成28年度は目標5万5000人に対して5万6454人とほぼ年間目標ということでございます。

○ 中村久雄委員長

済みません、ここでインターネット中継のシステムが回復しましたので、インターネット中継を開始いたします。

○ 伊藤修一委員

初年度と次年度というのは、当然それだけの差がやっぱりこれだけ出るのかなという気はするんですが、逆にそういう部分では想定内として何かやっぱり戦略を持って固定客というか、団体の獲得というのをやっぱりしっかりしていかなくちゃならないという、そういうふうな課題がずっとついて回ってきているんじゃないかなと思います。そういう部分でまず固定の団体というのは、例えば小学校は5年生、中学校は3年生と来てもらっておると聞いておるんですが、四日市の小中学校だけじゃなくて、例えば三重郡とかの学校さんとかはどんなふうなあれなのかなというのが一つと、もう一つは、高校生なんかも逆にいろんな勉強もされて忙しいのかわからんけど、固定的にそういうふうに来ていただくような何かそういう手だてをされてみえたんやろうか、どうなんですか。

○ 岡田四日市公害と環境未来館副館長

団体としての誘致といいますか、のご質問であったと思います。

平成27年、開館当初の年度から博物館と四日市公害と環境未来館、両方とでまず近隣、亀山市、津市、それから、北はいなべ市、桑名市というような小学校の教育委員会、それから、校長会、校長先生の会でどうぞ社会見学、小学校5年生、もちろん中学校もそうです。どうぞということで誘致活動といいますか、それをしております。その実現はこれからだとは思っておりますが、手応えとしては感じておるところでございます。

それから、高校生につきましては、やはり県の教育委員会ということでもございまして、これも開館当初に県の教育長を含めてほかの高校の先生の研修会とかにも来ていただき、そこでぜひとも各校で勉強に来ていただだけませんかということを申しております。特に、

工業高校の先生たちの研修会というのもございまして、そこにはお願いしておるところでございます。個々にはこれからも継続して誘致に努めて、団体をかたく来ていただくという形にしたいと思います。もちろん一般のお客様もそうですが、団体に誘致というのは本当にご指摘のとおりと思ってこれからもやっていきたいと思っております。

○ 伊藤修一委員

団体にこだわるのはまたリピーターでつながってほしいもので、団体にこだわっておるわけで、三重郡の学校さんも何かどうなっておるか私もちよっと今の答弁でわからんのやけれども、やはり近隣にこれだけの環境未来館というものをやっぱり持っておるのでぜひ三重郡も北勢地区というか、やっぱりそういうふうなことを一つそういうカリキュラムというか、学校の行事に入れてもらえるように誰かがプロモーションしていかなあかんのとちゃうかな、それだけの今の職員で手足らんのやったら、やっぱり逆にある程度ちよっと増員してでもきちっとそういうことができる体制はやっぱりとっていきべきじゃないかなという、今はいっぱいいいっぱいで、初年度、次年度というところもあるかわからんけど、ぜひそれだけの体制は考えていってもらってもええかなと思うんですよね。

それから、あと、外国の人のやっぱり誘致というのも、いろいろ四日市も I C E T T もいろんな関係で今までずっとつながっては来ておるんやけど、最近は遠くは中国、アセアン諸国とか、その書類には書いてあるので、そういう人たちがやっぱりさらにリピーターとして連れてきてもらうためのやっぱり工夫というのか、1回限りのワン切りじゃなくて、アクセスじゃなくて、そういうふうなこともぜひ工夫をしていってもらえるとありがたいというか、それにやっぱり今の対応ができておるかどうかというのが、今の体制が、その辺をやっぱりちよっとまた考えてもらうといいかなと思うんやけど、どうですかその辺は。

○ 岡田四日市公害と環境未来館副館長

先ほど誘致に動くということ、これも大事と今申し上げました。特に、海外の方々ですと、その団体の間に入ってお世話をする、例えば日中友好協会とか、J I C Aとか、そういったところの日本の窓口がございまして。非常にここ、当館で研修をしていただくときに、私どもその国々のニーズにあった説明をするということによって、仲介をしていただく協会の方々に好評だと思っております。そういう誘致もそうですが、来ていただく方々のニーズに合った解説、あるいはお伝えの仕方ということで次につながると、これは実感をし

でございます、それでまた来るわなというようなことでありがたいお言葉も頂戴しており、そのこと自体を大事にしていきたいとこれからも思っておるところでございます。

○ 伊藤修一委員

そういう部分でのやっぱり成果もあるわけですので、ぜひとも、あと、そういう体制の部分でもし必要な部分があったら、ぜひまた次年度に向けての検討も決算の時期ですから、また次へつながるようなことも検討いただけたらいいなと思いますので、お願いをしたいと思います。

最後に、エコパートナーシップの部分で、不用額の423万円の件なんですが、入札差金については、差金というか、その部分はいいんですが、委託の実施回数の部分の不用額について説明をお願いできますか。

○ 岡田四日市公害と環境未来館副館長

エコパートナー登録をしていただいた環境活動団体、あるいは事業者の方々、登録でいますと、約60件の登録が平成28年度でございます。この方々に対して活動を支援するというのもそうですが、今、当館において、1件消費税抜きで4万円で講座を1回当たり半日、2時間程度の講座を委託してございます。4万円、これが60回の枠どり、予算取りに對しまして、18回であったわけでございます。要するに60回引く18回は、42回掛ける4万円の168万円プラス消費税ということで約170万円等が不用額と、達成できなかったというところがございます。

内容は、当館の環境学習、当館が委託をしている環境学習の回数も多いということが一つ、それと、日程が合わないということも一つ、それから、60件エコパートナーみえますが、講座をするまでにはちょっとまだできないなというところございまして、目標に至っていないところがございます。

長々になりましたが、42回目標に対して講座数が少なかったということの170万円ぐらいの減がこの中に含まれております。

○ 伊藤修一委員

最初の60回の見込みが大きかったのかどうかという設定もあるかわからないんだけど、やっぱり何とかその18回を伸ばしていってもらおう努力というか、初年度とか、次年度とか

いろいろ大変な時期やとは当然思うんですけど、やっぱりそのエコパートナー推進事業の委託も含めて続けていかなあかん、やっぱり事業やと思うのね、その部分にやっぱりしっかり成長というか、育てていく、やっぱり、そういうふうな考え方やそこに何をこれから必要なのかという、物理的な問題なのか、それとも、やっぱり環境未来館全体としての課題があるのか、そこをしっかりと総括しないとやっぱりいけないと思うし、決してこれ、60回は60回で目標設定したんやったらやっぱり来年度も次年度も続けていく気概を持ってほしいなと思うんですが、その辺は、部長、あれ、どうなん、どっちなん。

○ 川北環境部長

ありがとうございます。

若干、この後の予算の審議にも絡むような答弁になるかもわからないんですけども、今エコパートナーの件について、やっぱり課題があるというふうに考えております。予算の資料のほうには書かせていただいているんですけども、あるいはこの前の聴き取り会の間でもご説明させていただいたかも知れませんが、事業者のほうのエコパートナーの数がちょっと我々が総括というほど立派なものではないんですけども、ちょっと課題があるというふうに考えております。そのあたり、来年度しっかり60件、今年度も含めて60件できるのかといったら、なかなか約束できるかどうか難しいところはありますけれども、事業者なんか登録が少ない、ひいてはこういったエコパートナー事業が少ないということになりますので、このあたりを課題ということを考えてはおりますので、いただいたご意見を十分頭に入れながら、活動をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

○ 伊藤修一委員

とりあえずで。

○ 中村久雄委員長

よろしいですか。

○ 樋口龍馬委員

済みません、そのエコパートナーシップの下のところにある次世代環境人材育成事業費のところなんですけど、高校生を送っていただいたり、こちらのほうで受けたりという話だと思うんです。これって、高校生の募集というのは学校単位でどこどこ高校さんお願いしますよなのか、全市的にばっと集めちゃっているのかというのはどうなりましたっけ。

○ 市川環境保全課長

次世代環境人材育成推進事業ということに関しましては、天津市の高校生、そしてロングビーチの高校生、それで本市の高校生というところで、ともに交流をしていただきながら環境について考えていただくという事業でございます。

今ご質問の四日市市内の高校生の募集方法についてですけれども、広報よっかいち等でもちろん学校回りもさせていただいておりますが、全市的に広く募集をさせていただいておるといふ状況でございます。

○ 樋口龍馬委員

倍率というか、どれぐらいの応募があるんですか。

○ 市川環境保全課長

ここ数年の実績ですけれども、なかなか集まりにくいというのが現状でございます。今年度も4名ちょうどというところで、ただ、昨年度は4名募集して5名と、1名ということで作文でちょっと落とさせていただいたという経緯がありますけど、実際、ここ数年、なかなか募集が集まらないという状況ではございます。

○ 樋口龍馬委員

うちの娘も何かことし高校でカンボジアのほうに行くらしいんですけど、なかなか、あれはやっぱり学校でやっておるんです。四日市高校の何か授業か何かで行くらしいんですけど、何しに行くのかよく知らんんですけど、学校回りというか、場合によっては4人仲よしこよしで行ってもしょうがないという考え方もあるけど、この前北九州に私出張で行っているときにテレビつけていたら、北九州市の子供たちが水の水質をアジアの国に見に

いくみたいな感じで、市長の表敬訪問とかも環境学習という視点でして、それは高校単位でどうもことしは何々高校さん、ことしは何々高校さんみたいな感じでやっているような話をちらっと、それ、テレビのニュースで見ただけなんですけど、ありましたので、広く集めてというと、広報よっかいちそもそも見ている人がどれだけおるのやという話もありますし、こんなことを言っちゃいけないのかもしれないですけど、高校さんに頼んでいくというような切り口も一つなのかなと、4人選抜してくださいと言って渡してみるというのも場合によってはあるのかなという気がちょっと私しましたもので、もし集まりが悪くということであれば、そういう取り組みもしてみるということも協力校をまず求めるということだと思んですが、してみたらどうかなというふうに感じましたので、発言をさせていただきました。

○ 中村久雄委員長

コメントありますか。

○ 市川環境保全課長

ありがとうございます。

先ほどご意見いただきましたので、学校単位で今も回らせていただいておりますけれども、ただセットでというようなお願いまではしておりませんので、そのあたりも含めて広く参集というところで募集をしていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○ 樋口龍馬委員

その天津やロングビーチにこういう人を回してというオーダーはしているんですか。向こうから選ばれてくる子供たちに対して、こういう意識を持った人をぜひ交流しましょうよとかというオーダーはあるのかな、ないんですか。

○ 市川環境保全課長

やはりこの事業は、環境に特化したやはり関心のある生徒さんにお集まりいただきたいということで、天津市側にも、また、ロングビーチ市側にもそのようなお願いをさせていただきつつ、より深く環境にということ踏まえておりますので、先ほどおっしゃっ

ていただいたようなお願いはさせていただいておるところでございます。

○ 樋口龍馬委員

これって、その按分はしているんですか、ロングビーチと天津にも負担は求めているんですか、四日市が丸受けしているんですか。

○ 市川環境保全課長

この事業費についてでございますが、旅費、ロングビーチからこちらへ来る、こちらへ来てから帰っていくという旅費に関してはロングビーチ市持ち、こちらに、四日市市側に滞在しておる費用——宿泊費とか研修費——に関しましては四日市持ちというところがございます。

○ 樋口龍馬委員

これ、向こうに四日市の子供が行くことはないわけですか。

○ 市川環境保全課長

これまでの事業では、やはり四日市へ全て受け入れて、四日市市のほうで事業を行っておるとところで、天津市やロングビーチへ行ったということは今はございません。

○ 樋口龍馬委員

最後にします。

トリオなんか見ていると、交換してやっていますので、そういう試みもしていったほうが魅力ある事業に育つんじゃないかなという気もしますので、例えば四日市で研修を受けさせて、向こうへ行ってもらって、違いであったり、いろんなものを学んできていただいて、国際感覚を学ばせるとか、そういうような切り口も持っていた方がいいのかなというふうに感じますので、お願いをいたします。

特段なければ、もう一点いいですか。

○ 中村久雄委員長

はい、お願いします。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

今のは……。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

交換することも考えてという意見と承ったんやけど、まだまだコメントありましたら。

○ 市川環境保全課長

今後についてですけれども、そのようなことも踏まえて研究なり、どのようなやり方があるのかも含めて考えるというか、研究をしてまいりたいというふうに思っております。

○ 川村幸康委員

それやったら前私が言ったのと違うで、環境に特化しておるので、環境部でするので、環境教育含めてやるんやったら、教育委員会でしなさいよと言ったやん、そうしたら、あ
のときの部長答弁は、これは環境部で環境教育をするからやるんやで、交流事業とか、教育の事業じゃないということで、環境部で持っている意義があるという話やったんやで、
今の答弁やと、私が前言ったみたいに、環境教育でやるということなら、教育委員会に任せろよという話やったんやで、いやいや違うんやという話やったんやで、どっちなん、それは。須藤部長のときに答えておるで、そうやって明確に。分散させやんときっと私は教育なら教育委員会でしたほうがええという考え方もあるんやけど、どうですかと言ったときに、いやいやこれは四日市は環境先進やで四日市で学んでもらって、環境教育をするんやという話やったんやで、今のやりとりを聞いておると、いや、それよりは教育委員会でやっていくんやというんやったら、やっぱりそれは少し今後の予算はちょっと考えなあかんな。

○ 川北環境部長

前の部長時代——須藤部長ですけれども——にこういう議論があったということは私のほうでも承知をしております。これも予算のときに川村委員のほうから資料請求をいただいておりますが、環境教育という面につきましては、私どもも前の部長と同じようなというか、同じスタンスであります。環境教育についてはやっぱり四日市公害があったという事実があったり、あるいはコンビナート事業所との関係等々も含めて、環境部のほうで、もちろん教育委員会や商工農水部とも連携は十分取りながらということですが、させていただきたいというふうに考えております。そういった意味で、フィールドを、例えばこの地球環境塾というもののフィールド、いわゆる開催場所をどこにするのか、ということやと思います。やっぱり原則は、先ほど研究させていただきたいと言っておりますが、四日市公害の場というのを基本にするというのは、これはまず一つであると思います。ただ、私のほうが研究させていただきたいと、今課長のほうが申し上げたのは、環境教育、環境学習というのは、少なくとも四日市でやりたいというのがあるんですけども、この事業を私のほうが見ておると、メインの事業に附随していくものとして結構英語で会話をしたりとかというような国際交流の面があることは、これは否めない事実でございます。そういったこともございますので、国際担当の政策推進課なんかに今のような意見を伝えさせていただいて、研究をさせていただきたいという趣旨でございますので、どうぞご理解賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○ 中村久雄委員長

よろしいですか。

○ 川村幸康委員

余り部長が言おうとしておることが、言葉はわかるんやけど、何を言うておるのかよくわからんや。要は、前答えたときに、環境、この博物館をつくるときに、環境部と、それから教育委員会のほうでやっていくんやろうけど、ソフト的なそういう人を扱って流す教育の方は環境部が手を放して、教育委員会のほうでやってもらったほうが、一元化したほうがええんと違うんかということをしたときに、いやいややっぱり環境部は四日市公害、あれがあるから、環境部が主体性を持ってやるでということやったんやな。だから、そこらはどういうふうな方向性が一番これからはええのかというのを考えやなあかんの、

あのときはそんなの考えやんと、それはぶれやんのやという発言やったもんで、だから私はあのとき言ったのは、そうしたらあんたら、あそこの本町プラザにあった環境学習センターでも、あれでも全部撤退してきたやんかと、さっさ、さっさと、撤退してきた割には公害資料館、あれをつくるときに、また今度は、それは環境部の島なんやという話は少しないのと違うか。どうするのかというのを考えてから進めやんと、後々やっぱり無駄遣いになる。よく似たこういう環境教育の予算が教育にもついておるでな。だから、やっぱり、貯金し過ぎたもんで、財政との査定のとときにこんなの甘くなっておるんやろうな、不用額も全般的に多いんやけどさ。だから、こういうことも含めてきちっと考えやんとさ。環境部でこれをやっておってもええもんなのかどうなのかを。今までの答弁は、絶対に譲らんということやね。死守するみたいな言い方やったでな。どうですか。

○ 川北環境部長

死守するような言い方かどうか、あれですけれども、私が先ほど申し上げさせていただいたのは、やっぱり公害学習といいますか、四日市公害があったという事実から考えて、環境部のほうで今しばらくはその環境学習を主体的にやっていくと、繰り返しになるんですけれども、当然教育委員会、先ほど来ご質問が出ておりますが、小学校、中学校との関係も当然ございますので、教育委員会とは連携を図っていくものの、その環境学習のメインにつきましては、環境保全課といいますか、環境部のほうでというふうに考えておるところでございます。ただ、その事業がダブっておるものがあるかどうかについては、これはやっぱり精査していく必要があるというふうに考えておるところでございます。

○ 川村幸康委員

もう言わんけど、環境のとつくけれども、教育をするというもののプロは教育委員会なんやで、私は教育委員会に任せたらどうやという話なんやわ。子供を含めて、教えるというか、教育するということで、環境部は環境のそういったところの仕事についておる人や、教員免許を持って多くの子供たちにとか、多くの人にうまく説明して何かするというのは、やっぱり教育者のほうがうまいんやろうで、だから、環境教育で人に教えるほうの部分のところは、それは教育委員会のほうが得意な分野なんやで、そっち任せてやってもうて、もっと環境部は違う芽のほうを伸ばしていったらええんと違うんかなという意見を私は思っておったもんで、だから、それも含めてどうなんやと言ったときに、今部長が言

われるように環境部はいやいや環境教育を主体的に持って、それはやっていくんやという話やでな。言うておることと今までやってきたことと、少しやっぱりどっかで考えて、教育のほうは環境部は少し教育委員会と話し合っつて、渡していくということも要るのかなと思っつておるもんで、これも私の意見やけどな。だから、さっきの答え方で行くと、何か曖昧なことを言っつておつたやろ。やりとりを聞いておると、違ふか。

○ 樋口龍馬委員

ちよつといいですか、済みません。川村さんしゃべつてゐる間に大変申しわけないんですけど。

○ 中村久雄委員長

はい、樋口委員。

○ 樋口龍馬委員

私が今質問させていただいた部分は、環境保全課の事業であつての公害資料館の部分じゃなかつたもので、高校生のやつは環境保全課の事業でしょう、これ。余り、だから、僕も四日市公害の資料館が残つたという、募集要項を見てもそんなことも書いていないし、ただ、部長の答弁がそもそもちよつとずれておるのかなと思っつて、今、いやいや、私はだつてあくまでこの地球環境塾の質問をさせていただいたわけであつて……。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員

ちよつと小中学校のこの部分というのは、確かに環境未来館の中に入つてはいますけど、でも私が質問したのは、その1個前の事業やもんで、事業というか、環境保全課の事業やもんで、そこはちよつと部長、余り混同して話されると、私の質問の意図と環境保全課長の答弁した内容と環境未来館を余りごっちゃにしてもらふと……。

○ 川村幸康委員

でも、環境と天津の交流事業も含めて教育事業はどうするんやという話やで、別に混同

もしてへんのさ。今まで樋口さん……。

○ 中村久雄委員長

済みません、いいですか。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

その辺の樋口委員の意見と、それと川村委員の意見は、環境学習この環境と学習どっちが重たいかというので、事務分掌含めて、やはり効率的な運営をしたらいいかということで、いろんな議論になったと思います。1回ここで休憩をとって、また整理して再開したいと思います。

それでは、ちょうど11時ですね、整理含めて15分まで行きましょうか、次回、11時15分再開ということでよろしくお願いします。

11:01 休憩

11:15 再開

○ 中村久雄委員長

はい、それでは始めますか。それでは、インターネット中継を再開いたします。

休憩前の答弁を整理していただきたいということですが、していただけますか。

○ 川北環境部長

まず、環境学習全般につきましては、先ほど来申し上げておりますが、四日市の場合は四日市公害というのもスタートしておるということも含めて、環境部のほうが主体となつてやらせていただきたいということでございます。

その中といいますよりも、地球環境塾につきましては、今後、今までの経緯や経験なんかも含めて、これからどのように変えていくのか、変えていかないかも含めてあるわけですが、そのあたりは今しばらく研究をさせていただきたい。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

研究はしてもうてもええし、よりいいふうに方向性を持っていってもうたらそれで構わへんのやけど、私が、答弁が少しおかしいなと思ったのは、環境も含めてやけど、今まで環境部が一貫して言っておったのは、例えば I C E T Tでも何でも、環境部が手がけるものは、全て四日市が四日市公害を克服した先進的な技術があるから、こっちに来てもらって、そして、そこで技術を学んでもらったのをそれぞれの国に戻っていってもらって、やってもらおうということをやっているんです。だから、交流事業とついているけれども、現地へ行って、環境部が持つておる予算で、向こうへ行って四日市が何かしてくるといようなことは先ほどのやりとりの中でも言うたやんか、こっちばっかじゃなくて、今度向こうへ行ったらどうやって。それも考えてやりますと言ったけど、そもそもそれなら私がもともとと言っておるように、それは教育で交流はしておるんやで、環境部が唯一そうしたら譲れるところとしてあるのなら、I C E T Tみたいなのをつくったのでも、その技術を地球の方々に役立ててもらおうという考え方があるんやで、それで環境部が環境のそういう教育事業をするのは一つの考え方やというので、納得はしておったけど、それでも私は今の時代やったらこっちへ来てもらって、枠はあってもいいけれども、教えたり何かするものは教育委員会のほうに事務委託か出向でもして、予算を渡してでもええで、やったほうが効率はええんと違うのかというやりとりがあったのに対すると、さっきの答弁は少しどっちともとれるような発言やったのかなと思ったもんで、意見させてもらっただけなんやわ。そこを理解するかせんかだけやけど。今の部長の答弁やったら、理解していないみたいやで。私の言っていることわかっておる、意味。そこは、そこポイントやったでな。もし、それがもし何なら研究して変えるというんなら、やっぱり教育委員会に渡してくださいよという話になるわけや、そこをな。だから、研究の方向は、そうしたら向こうへ交流として渡していくのなら、環境部はこういったソフト的なものはある程度教育委員会のほうに任していく話し合いをしていくのかなと思っておるんやけど、どっちなの、それ、そうしたら。

○ 川北環境部長

先ほど答弁させていただきましたように、この環境学習、一般環境学習や環境教育一般

につきましては、環境部のほうが主体的にやりたいというふうに考えております。

○ 中村久雄委員長

答えになっていない気がするけど。

この議論は、だから、環境部が持つておる予算の、この今の環境学習を、これを四日市の特性を生かしたことを各世界の発展途上国やったり、そういう方のために、四日市の地でやるための環境部の予算ということを川村さんはおっしゃった。交流事業ということの地球環境塾で、交流もできないかというのが、また、環境部の予算、私聞いた段階では、環境部は主体的、環境部もかかわって、教育やったり政策やったりという中で、そういう道を研究したいというような答弁やったかなと思うんですけど、それで、環境部としたら、やっぱり環境と四日市と、四日市の今までの歴史を踏まえたことを各ほかの世界の方にもそれをつかんでいってもらいたいということで、やっぱり四日市から出ていくというのはないのかなというところの川村さんの意見やと思うんですけど、その辺が交流をどういうふうな視点で捉えて交流なのか、環境部としてはこうできるのかということ整理してちょっと……。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員

川村さんの意見はそうやけど、私はちょっと違うという話をずっとさせてもらっているわけで、私は高校生やし、要は小中学校じゃないわけやから、次世代のリーダー育成と書いてある以上、僕はこの環境保全課のやっている事業は、外へ出ていったっていいと僕は思っているんですよ。要は、四日市以外の環境について理解してなかって、どやねんという思いがあるし、そうじゃなかったらこの目的にあるところの国際環境協力の推進を図っていくという点では足りないんじゃないかなと思っているので、現行のままでいいと思っているので、それは委員会全体の意見みたいに委員長がまとめるのは僕はおかしいと思う。だから、そういう意見もあるし、そのいろいろなことを考えながら判断してもうたらええ。

○ 川村幸康委員

樋口さんの言うとおりになら、樋口さんの言うとおりの意見でそれで構へんの。ただ、今

までの背景から言うと、樋口さんの言っていることを、聞いたことを環境部が答えたんやったら、前とは違うから、それなら違うよということをおっしゃるの。樋口さんの言っておることはあかんとおっしゃるのや。樋口さんの言われたことに対して、この人らがそうしたら交流してやりましようって、交流事業やったらあんたらは今まで教育委員会でやっていますよという話だったんや。環境のこういう事業だけは自分らのところで主体的にやるのは、それだけは放さんと言ったんやで、だから、全然言っておることが、答弁が違うで、俺はおかしいよと言った。だから、樋口さんがおかしいんじゃない、樋口さんが聞いたことに対して今までの答えておることと違うもんで、もともと私はどっちかという、そういうのも含めて教育委員会に渡して、交流もしてもええし、そういうこともやっていったらどうやというんやけど、それはやっぱり違うという、せやのに急に聞かれたら、場当たりの今までと違うことも含めてそこで一応筋引きを引いておったんや、環境部としては。そこを一線越えて、こっちに乗り越えてきたで、そうしたらちょっとおかしいやろという話、そこだけなん。賛成とか、反対とか違って、そうしたら、ここで議論をして、こうやって委員会で議論になったんやったら、交流事業もしていくんなら、この予算はある程度今までのすみ分けと行政の事務的な手続でいったなら、そうしたら教育委員会のほうに任せていきましようかということ、整理をつけて委員会が報告するか、それだけの話やわな。そうやろう、そうなら、環境部がもうしないということ。だから、研究してきた、今まで研究も何もなかったんやで、それは一線は越えやんということをおっしゃるんやで。だから言うだけやで。

○ 伊藤修一委員

委員長がまとめる場とまたちょっと違うので、やっぱり議事整理して、それで理事者が整理したことをやっぱり聞かせてもらおうということ、そのことのほうが大事なんや違うやろうか。そういう部分で委員長のほうはやっぱり議事進行のほうで、理事者に対して話を求めていったらどう。

○ 川北環境部長

かなり繰り返しになるかもわからないんですけども、環境学習、環境教育というのを環境部が持つ意味、まず、これですけれども、それは四日市公害というものができて、それをやっぱりベースに、例えば自然環境とかそういうことであって、具体的に四日市公害

の話をしていない場合も多くあるわけですが、そういった場合であっても我々が持つておるのは、背景といいますか、底のほうには四日市公害というものを大切にしたいという思いの中から、やっぱりこれは環境部でやっていきたい、あるいはやるべきだというふうを考えておるところでございます。

ただ、一方で、一方でと言いますよりも、その中の事業を一つ一つ見ている場合に、それが先ほど自然の場合も言いましたが、どこに軸足を置くのか、あるいは、軸足は環境にある、当然あるわけですが、その中で副次的といいますか、言葉が副次的というのはいいかどうかはわかりませんが、2次的、3次的にどういった効果があるのかということは当然あると思います。それが地球環境塾というものであったら、交流というものが、もう一つの大きな成果というものになってくるということもあります。そういったことの、例えば交流ということであると、国際交流ということであると、私どもだけでやるというよりは、あるいは子供相手であれば教育委員会、国際交流であれば秘書課とかというところと十分に協議、連携を図っていくという必要があるというようなことを考えております。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

だから、従来から仕分けはきちっと四日市市として秘書課なり、教育委員会なり、環境部で仕分けはしてあったわけやん。仕分けを少し違う答弁をしたもので、それは今までの仕分けとは違いますやろと言っておるのに、全然違うことを答えるものでおかしなってきたんやん、理解せんと、そんだけやん。

○ 中村久雄委員長

じゃ、この件は、以上でよろしいでしょうか。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

では、ほかのことでご質疑。

○ 三木 隆委員

27分の12の地球温暖化対策事業ということで、これ、1番の新エネルギー等導入奨励金というんですけど、これ目標はあくまでやっぱりCO₂の削減量という理解でよろしいんでしょうか。

○ 市川環境保全課長

地球温暖化対策事業というところでございますので、CO₂の削減という目的で補助させていただいているというところでございます。

○ 三木 隆委員

年間のCO₂削減量の目標というのは決まっておるんですか。

○ 市川環境保全課長

主要施策実績報告書の111ページにございますが、一番上の低炭素社会の実現という表でございます。平成23年度から平成28年度の累計目標といたしまして、8549 tと、それに対して平成23年度から平成27年度までの累積といたしまして、7876 tという実績というところで目標を定めて、年間そのような取り組みをしておるというところでございます。

○ 三木 隆委員

じゃ、ここを見ておると、平成28年4月1日から平成29年の1月31日まで募集期間と、この募集期間の中で目標に達するだけの件数、補助件数、そこを定めてあるというふうにはちょっと受け取れんのですがその辺はどうでしょうか。

○ 市川環境保全課長

予算の新エネルギーとして太陽光と新エネルギー——エネファームですね——に対して、補助を1110万円やっている。それと、あと中小企業の省エネルギー設備の導入というところに関しまして4300万円の補助目標というか、補助の奨励金、事業費ということで行っておるんですけども、その全て補助を行ったということでいきますと、この目標のCO₂削減に達するだろうというところで目標数値を定めておるというところでございます。

○ 三木 隆委員

2番の中小企業の件にも今答えられましたので、特にこの2番の中小企業のやつの平成28年度は、148tとむちゃくちゃ低くなっているんですが、これは頭を打っておるんですか。

○ 市川環境保全課長

私どもとしては、広報等を通じて、広く募集をしておるという状況ですけれども、結果的に補助申請がなかったというところで、148tという非常に少ない削減トン数やったというところでございます。

○ 三木 隆委員

今の答えを聞いていますと、今後もこの補助金制度、これ続けていく意味があるのかなと思うんですが、そこら辺、将来的にはどう考えておられるんですか。

○ 市川環境保全課長

今年度、環境計画の改定ということを考えてございます。後ほど、協議会のほうでもご説明をさせていただく予定でしたけれども、C O P 21で国が26%という削減目標を掲げたということに対して、本市がどのように取り組みをしようかというところもございまして、先ほどご指摘いただきました中小企業奨励金、非常に申請実績も少ない、下降気味だということ、なおかつC O₂削減もちょっと少ないというところがございますので、今後、そのあたりを見直させていただくような報告もさせていただこうかなというふうには考えておりました。もちろんパブリックコメント等を実施させていただいて、広く市民の考え方も聞いた上ではございますけれども、そのニーズを確認した上で、今後考えていこうというふうに考えております。

○ 三木 隆委員

ありがとうございました。

○ 中村久雄委員長

ほか、ご質疑。

○ 川村幸康委員

まず、クリーンセンターの売電収入、これ、想定、予定どおりの売電収入と資源の収入だったんですか、27分の25のところの売電収入、発電量、その他の資源の売却収入。

○ 伊藤生活環境課長

まず、売電収入なんですけれども、当初予算、今は平成28年度の当初の予算が4億8000万円ほどということで計上しておりましたもので、ごみ量も多かったという部分もあるんですけども、当初の見込みと比べると多かったという事実にはなっております。

あと、資源のほうの収入ですけれども、これにつきましては、資源物の売却収入は、通常で集めております資源物の売却を合わせておる状況がございまして、トータルでいきますと、約去年の予算が4200万円ほどという形になってございまして、クリーンセンターで売っておるほうの溶融メタルでありますとか、破碎金属につきましては、大体約300万円の予算ということでもんで、若干そこまで数字が届かなかったという状況でございます。

○ 川村幸康委員

そうすると、売電収入が少し多かったのは、ごみ量がよかったということ、ごみ量が多かったのか。こんなのなかなか間違わへんやろう。そんなに誤差出るのか。

○ 伊藤生活環境課長

まず、ごみ量的に申し上げますと、当初考えていた部分よりは多かったというのがまず事実としてございます。あと、この売電に当たりましてはいわゆる生ごみ系を焼いた場合で発電した場合と、廃プラスチック系を焼いた場合とでの売却単価は異なるということがございます。違ってございまして、生ごみを入れたほうが高くなるというふうな形にはなっておるんですけども、結果的にはごみ量がふえたという部分と、その生ごみが多かったというふうなことで、掛け合わせといいますか、兼ね合いで多かったというふうになっております。

○ 川村幸康委員

クリーンセンターが稼働、オープンするのに伴って、これ、多分、例えばステーションごみのところは大きくしたわな、プラスチックやら、ああいうものようけ出るので。そう

すると、今まで燃やしていなかった、埋め立てごみにしておいたものを燃やしたということであるんやろうし、もう一個気になっておるのが、ペットボトルがどれぐらい入っておるのか考えているのか。俺かなりペットボトルの集めておる人から物すごく少ないと聞くんやわ。コンビニなんかでもな、一般家庭へ行くと、一般家庭の中でペットボトルがかなりリサイクルに回らんと燃やしているわな、燃やしたらあかんけど、燃やしておるという可能性が高いと思っっているということを言われたので、クリーンセンター稼働したのはええんやけど、利便性に負けてしまって、燃やしているというのはなきにしもあらずなんやけど、やっぱりそこはもう一遍ペットボトルリサイクルにするというようなことが、この発電でもやっぱり多かったのはペットボトルが入ったで違うかなと思ってさ、本当ならリサイクルできるものをリサイクルせんと、一遍事業者さんなんか聞いて、事業者さんなんか即座にわかるやろうでさ。ペットボトルの売上金、明確や、こんなん、何割減ったか聞くと、それ多分四日市が燃やしておるんやろうで、一遍、新しいクリーンセンターになってこれでごみ発電はええんやし、焼却できると言うけど、リサイクルできるものまで燃やす機能も持っっておるので、一遍そこはきちっと実態を見て、また、周知するなり何かして、ペットボトルはリサイクルするようなことを私はせなあかんと思っんやけど、どうですか。

○ 伊藤生活環境課長

委員おっしゃるように、ペットボトル自体が可燃ごみに混じってきているというのは、否定できる部分ではありません。ただ、主要施策実績報告書の118ページを見ていただきますと、上から二つ目の表で、ペットボトルが平成27年度が413 t 集めております。それで、平成28年は422 t ということ、若干ふえておるといような状況、横ばいかなと。ちなみに平成26年度は418 t ということ、ここ数年の状況を見ますと、そんなに変わっていないということで、ペットボトルそのものの、我々が回収している、行政回収として行っっておるペットボトルにつきましては、余り変化がないのかなと。そういう点でいきますと、今までどおりと申し上げますか、ペットボトルはきれいに洗っただいて、出してくださいということの啓発につきましては、ご家庭でしていただいている分については、継続的にしていただいっおるのかなと考慮しておるところでございます。

あと、可燃に今混じってきている部分の中で、例えばペットボトルでも何かすごく汚れたというふうな部分につきましては、やむなく可燃ということもあるのかなというふうに

は考えております。ただ、委員おっしゃられるように啓発につきましては、ごみ説明会でありますとか、そういった場で再度といいますか、周知、啓発のほうは今後も引き続きやってまいりたいというふうには思います。

○ 川村幸康委員

それと、3年ほど前に集団回収で集めるけれども、逆にマイナスになって集める品物が悪いと価値がなくて、逆にお金出さないかんというのがあったけど、あれはある程度是正されたのか、それともされていないのか、だから、さっき樋口さんが地区別のあれとおったけど、地区別のあれで前は、何年か前、一目瞭然で集団回収しておるけれども、補助金もらいだけで、助成金もらいだけでリサイクルになっていないのがようけあったんやわな。そこはどういう内訳になっておるのか、ちょっと昼からでもええので、資料ください。前みたいにちょっとわかりやすいように、2年前も出しておるわ、多分、2年か3年前、もっと前やったかな、あれ、あのときはかなり集団回収の名のもとに集団回収になっていないものがたくさんあったやん。だから、集団回収その後指導するという話であるときは環境部は答えておったけど、きちっとされておるのかどうか、出せますか。

○ 伊藤生活環境課長

まず、集団回収につきましてですが、以前、そういった資料をお出しさせていただいておるのは事実ですし、それについての作成については、当然提出はさせていただきたいと思うんですが、個別に全部拾わな、やっていかなあかんという部分があるので、ちょっと昼からという話ですと正直なところ作成がお昼では、午後では正直なところちょっと難しいのかなというふうには考えておるところです。

あと、そういった以前集団回収をやっておる団体が古紙業者に売るに当たってマイナスの単価になっておるといのはおかしいのじゃないかというふうな議論があったかと思えます。それについては、平成27年度のときに集団回収の要綱を改正して、集め方もいろいろ要綱に沿った形をお願いしたいという部分で、改正をさせていただきました。ですので、以前、1件、1件、私も決裁を見ておるものであれなんですけど、以前のような形でマイナスの売却単価というのとは、以前と比べるとかなり減ったのかなというふうな認識はしております。やはり地域の皆さんが平たい言葉ですが、汗水流してやっていただいているのが大前提というふうになっておりますので、ある意味汚れたものでも何でも集団回収に

回せばいいんじゃないのというふうな形には今現在はしておりませんもので、そういった部分では、要綱改正については一定の効果が上がっておるといふふうな認識はございます。

それで、資料につきましては、なるべく早く提出のほうはさせていただきたいと思えます。

○ 中村久雄委員長

川村委員に聞きますが、この資料は、この決算の審査に影響しますか。

○ 川村幸康委員

賛成、反対とかなんやけど、余りひどいやったら環境部頑張っていないやないかと言いたいなと思って、是正されてなかったら、要はあれだけ指定したのに、何でもいいで集めたら補助金もらえるでとって集めよ集めよという体質のところは減っておらんとおかしいので、それだけです。頑張っつつくったらそんなのきょう中にできるって。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

続いていいですか。

あと、北大谷斎場のこと、稼働率を見ておると、27分の20、第1式場がこれ54.6%が43.1%になったり、第2式場でもこれ70%から67.8%、それから第3はちょっと多いのかな、65%やったのが、ほぼ横ばいというような書き方で書いてあるんやけど、どうなんやろうなと思って。意外に、今だんだん、だんだんと葬儀、告別式等スタイルが少しずつ変わっていくつあるでさ、私ら議員しているとみんな感じているのが家族葬がふえたり、そのまま直葬みたいな感じのがふえてくる中で、社会変化に応じてちょっと北大谷斎場の機能も変化していったらどうかなという思いがあるんやわ。これは意見になるんやけど、20年前やったらほぼみんな家でやっていた人が多かったのが、このオープンぐらいからはほぼ葬儀場、どこか民間、北大谷斎場も含め葬儀場であるようになって、今これから変わってきたのが、葬儀場も使わないという形のものになりつつある中で、よく聞くのが霊安所ないと言うんやわな。現場の北大谷斎場のあの人らに聞いても、いつもいっぱい、あそこに三つあるのかな、冷蔵庫が三つあるのかな、その三つが入っておるといっばいで、病院とか、あと

民間業者に渡しておると言うんやけど、非常に苦慮しておるということを聞くと、どちらかという病院施設とか、医療施設もあるんやろうけど、公の中で少し霊安施設か、北大谷斎場にふやすか、別の場所かは別にして、大分変化してきたと思っておるんやけど、その辺の認識はあるのかないのか、今後それやで、どちらの方向性を少し見ていくかなと思っておるんやけど、どうやろう。

○ 中村久雄委員長

その傾向について。

○ 伊藤生活環境課長

確かに委員おっしゃられるように、約20年前にこの北大谷斎場ができました。その後、やはり葬儀場が市内かなりふえていると思います。ですので、この27分の20のこの表でも式場1だけが2と3に比べると稼働率といいますか、利用率が低いという形になっております。式場1というのは100人程度入り、参拝、来ていただくことができるということで、市内の葬儀場との兼ね合いといいますか、そちらとの関係でやはり低いのかなというふうな部分がございます。逆に、式場2ですと、30、40人ぐらいですかね、式場3ですと10人から20人程度ということで、やはり近年核家族化といいますか、何といいますか縁関係がちょっと薄くなっているみたいな気がします。それは確かにおっしゃられるとおりの部分があるかと、ですので、家族葬といいますか、少人数で葬儀をやられるというのがふえているというのが事実かなと思います。その点については、おっしゃられるとおりで、今後その施設云々のことについてそういった部分をふやすのかどうかという分については、かなり中で議論はしていく話なのかなというふうなことは感じます。ただ、市としましてそれを、制御をやっていくのかどうかという話になりますと、やはり、民業圧迫といいますか、そういった部分のことも考えなければならないのかなというのがありますし、あと、あの場所であの葬祭等の場所を大きく改修でありますとか、手をつけるという話になりますと、一定期間工事によりまして式場等の利用をとめなければならぬという部分もございますもので、総合的な検討が必要なのかなというふうには感じております。

あと、保冷、我々冷蔵庫と言っておりますが、ご遺体を預かっておく部分がございます。ただ、これにつきましては、墓地埋葬法上の引き取り手のない遺体ということでお預かりをさせていただいて、火葬ができるまでの間、そこで預からせていただくというふうな形

でさせていただいております。一般的に直葬といいますか、すぐ火葬に回す、葬儀を行わないというふうな場合がありますと、それはご遺族の負担の中でそういった市のほうで預かるという形ではなく、どこかでというと、それが市になるのかもしれませんが、そういった利用者側としてのご負担の中で一定期間預かっていただいて、その後で火葬へというふうな形なのかなと、割にご遺族がみえる場合で、火葬へ速やかに行ける場合であれば、例えばあいている、あいていないの関係はありますけれども、式場さんであるとか、そういったところで一旦置いていただいて、その後で葬儀、告別式をやらない状態で火葬に回っていくというのもありなのかなというふうには思っております。

以上です。

○ 川村幸康委員

北大谷斎場ができるときのやりとりのときは、民業圧迫か何かという議論は相当激しかったと思うよ、あの当時、想像もできるし、ふじやさんはあったやろうし、そうやで、そういったことから考えていくと、でも今あのとき、平成4年かなオープン、そうやで、あのときのあれでいくと平成6年か、だから、平成6年にオープンして、あの当時言うておったけど、私はタイミングよく市の北大谷をつくれたのかなと思っておるんです。あれ、10年遅かったらもっとみんな困っていたと思うよ。社会変化について行けなくて、そうやって思うと、北大谷斎場で経済的にも市民の人は助かって、結果的に市民の人のほうの利用率もほぼ70%か80%ぐらいあって、それなりに役割とずっと果たしてきているとおるもんで、そうすると、それこそ次を見据えて今動き出しても遅いぐらいで、5年ぐらいかかるわけやで、すごい私は変化やろうと思っておるんやわ。ここへきて二、三年で私らでも実感して感じておるのが、もうあと3年すると本当にほとんど家族葬にならへんかなというような勢いで今来ておるで、だから、行政関係や公務員、教職員関係なんかの人らでも今ほとんど家族葬というで、聞くとな。それぐらいにその関係者の仕事の人にも聞いても家族葬が本当にここ一、二年でびゅっと件数的にはふえておると言うんやわ。関係者に聞くとやっぱり死体を安置する冷蔵庫がないのが一番の困りごとやと聞くでな。それは少しやっぱり思わなあかんし、気づかんと、なかなか次の行動に移せやんで、やっぱりちょっと今の時点でそれをきちっと指摘しておくで、今でき上がっておるものプラス次何せなあかんかということは考えていかんと、だめなんと違うかなと思って。北大谷斎場の今の役割も少し変わってくるやろうで、これから、そうすると、今度この利用率が今

43.1%か、これが20%とか30%になる可能性は大なんやわこれ、この勢いで見ておると、3日に一遍は休んでおるという状態が続いたり、一時期もっと多いときは、もっと前のときは60%か70%ぐらいあったでな。だから、ここ五、六年で半分ぐらいまでになっておるんや。俺の感覚やで、これ、式場1なんか、特にあの大きいところは——大きいところでしょう式場1は、これ——そうすると、このままああ、そうやなと思っておると遅いで、今のうちにやっぱり次の考え方と手を打ってやらんと、伊藤さん言われたみたいに休むとか、休まなならんでできやんとかいうことと、休まんとやる方法ぐらい幾らでもあるやろうし、それやと何でや、10日で4日しか使わんわけやで、43%という、そうやろう、使っておらんときのほうが半分あるんやでさ。これ、43.1%になったということは、だから、そうやって考えたら別に不便かけるというけれども、半分や。だからどうするかというのをちよっと考えて、これはやるべきやけど、部長として全体的な考え方もあるやろうけど、そういう社会変化にどう見るかというのはやっぱり考えやないかんの違うか。

○ 川北環境部長

今委員のほうで言っていた、今、葬儀に対する市民の考え方というか、というのは、私も非常に個人的に全く同感でございます。同僚のご親族の方が亡くなった場合でも、今回はもうええわとかという場合が非常に多くなっているという状況でございます。

それと、今本当におっしゃっていただいたとおりになんですけど、二十何年前に立ててから民間の葬儀社が非常にふえたというのもこれも事実で、今までずっと家の中で告別式をやっておったのが、今はほとんどご自宅でやられるのがほとんど皆無に近くなっておる。ちょっと順番逆になりましたが、そういった家族葬的なものがふえておるということを入れて、これから一旦北大谷斎場をどう、斎場というか葬祭場も含めてどのようにやっていくかということについては、これはやっぱり課題として我々は捉えていきたいというふうに考えております。

具体的にということについては、まずはそういったところで、民間の斎場の民間の方などの意見も聞きながら、また一步をスタートさせていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○ 川村幸康委員

気づいたときには既に遅いということが多く、気づいたらすぐ行動にこれは移してお

いてほしいなど私は思っておる。たちまち困ってくることやでな。特に、データをもって、ちょっと調べて、だからあの当時、平成6年にオープンした当時、どれぐらいの面積数の葬祭場がこれくらいしかなかったのが、今やと中央とか、あれとかいっぱいあるわね、民間の、あれを一遍どれぐらいふえてきておって、それも何式場あって、どれぐらいの大きさの規模ができて、本当に今の北大谷斎場の役割としてどういったものがそうしたら税金でやるやつの役割があるのかということのを少しやっぱり考えていかんとあかんかなど。それにあわせて、やっぱり今度はもう一個、墓地、これも墓地管理運営費が結構使こうておるんやけど、墓地も無縁仏含めてさ、管理が少しずつというよりも急速にこれから困りごとになるのかなど思っておるの。わかっておるのに、あんたらも手をつけられていないというところがあかんで、やっぱりきちっとこれは手をつけてやらんと、メモしてくれるのはありがたいんやけど、これやっぱりきちっと議論していく土壌に乗せてくれやんとあかんわ、どうするのか。今、議会でも問題になっておったよな、納骨堂がまちなかにできたんさ。それから、樹木墓地も幾つかできてきたわさ、四日市も。川島と神前との間にもできたわな、樹木墓地の場所が、そうやってだんだんふえてきたで樹木葬が、だからそうやって考えると、社会変化をちょっと環境部はこっちのほうの北大谷墓地の関係のほうのところの部分は少し考えて、法的には墓地埋葬法やら、旧慣による方法、全て法整備一応あるわけやんか、だけど、やっぱりあれやろう、旧慣によるやつやで、今やと例えば自治会で持っておった土地やと四日市市があれ寄附を受けておるわけやろ。四日市市が一応預かる形で地元で管理してもらっているのか、どういうやり方なのあれ、たくさんあるやんか、民間の墓地、民間というか、自治会の墓地、あれ、どうしておるの。

○ 伊藤生活環境課長

いわゆる旧慣墓地のことでの話やと思うんですけども、旧慣墓地というのはもともと江戸時代、明治以前からある墓地、地域で持っていた墓地のことになりますけれども、それを明治以降、明治になってからになるんですけど、その段階で土地の権利をどこにつけようというふうな話があって、その際に地域につける部分も今で言う自治会、自治会さんについておる場合もありますし、その当時、行政組織につけるという部分もありました。あと、もっと特殊な例でいいますと、個人さんで持っておる場合もあります。実質的には3種類というふうな形になっておりまして、行政で持たせてもらっておる分については旧慣使用という形でそこを、その使用を認めている、自治法上認めておるような状況になっ

ております。それで、ほかの個人の名前であったりとか、自治会さんの場合であっても同じような形で実質的な所有権といいますか、土地の所有権については名目上ついておりますけれども、墓地の例えば資産税については付加税という形で、ゼロ円の形になっておいて、その表面を使うということは、自治会さんといいますか、地元さんに自治法上認められておるといような状況にはなっています。

○ 川村幸康委員

そうなる、あそこの上での自治会でもそうなんやろうけど、自治会組織のあり方もあるんやろうけど、無縁仏とか、墓石が崩れてきておるやろうとか、いろんなことが出てくると、はたまたそれも一応行政がかかわって、一応仮預かりしておるわけやろ、登記上は違うのあれ。

○ 伊藤生活環境課長

旧慣墓地につきましては、市として預かるというようなことはいたしておりません。

○ 川村幸康委員

預かっていないということは、どういう扱いなの。だから、自治会の登記はできやんで、行政に旧慣による指定をして無税にしてもらって、あそこの地権の権利は誰になるわけ。地元自治会になるわけ。

○ 伊藤生活環境課長

一応といいますか、所有権自体はそれぞれの土地に対して名義ついておりますもんで、その方の所有という形にはなっております。ただ、実質的には例えば自治会さんについておっても、自治会さんとして勝手に、そもそも墓地自体が勝手に処分は単純にはできないところですので、所有権としては自治会さんで持つておったり、個人さんで持つておったりするような状況にはなっておりますが、上といいますか、使用权自体が未来永劫基本的になくならないというふうな形ですので、あくまでも宛名といいますか、充て職といいますかそういった形での所有になっておるといような状況でございます。

○ 川村幸康委員

そうやっていって、葬儀も変わって、墓地の管理する人のあり方も変わってきておるので、霊園は富田、富洲原、どんだけやったかな霊園は。

○ 伊藤生活環境課長

市営霊園につきましては、富洲原、富田、塩浜、北部墓地公園と北大谷の五つございます。

○ 川村幸康委員

今五つのうち、6割ぐらいわかっておるのは、その持ち主が。

○ 伊藤生活環境課長

北部墓地公園及び北大谷霊園につきましては、そもそも墓地を整備した段階が昭和の墓地埋葬法ができた後で、市として、北部墓地公園につきましては、土地開発公社が整備をしてうちへ引き継いでいますし、あと、北大谷霊園につきましては、市として整備をしたところがございますので、使用許可については適正な形で出ささせていただいておるという状況です。

そして、富洲原、富田、塩浜の3霊園につきましては、四日市へ合併する以前の旧の村の段階で整備をした墓地、当時の村営墓地という言い方になるのでいいと思いますけれども、それを引き継いだ形になっております。そして、それ自体に対しては許可を当時出しております。そして、それぞれ……。

○ 川村幸康委員

委員長、細かいのはええんやわ。大体でざっとどれぐらいわからんか、持ち主がわからんか、追跡調査もしておったやろ、北部のほう。新しいところでも。

○ 伊藤生活環境課長

そちらの3霊園につきましては、大体8割ちょい使用者がわかってきた状況です。

○ 川村幸康委員

わかっていないのは2割ぐらいで、一番課題の多いところあったやんか、あそこだどど

れぐらいわかっていないの。

○ 伊藤生活環境課長

3 霊園の中で富洲原を一番最初に調査し始め、富洲原、富田、塩浜、北からずっとやってきておるわけなんですけれども、塩浜が一番最後に調べ始めたということもありますので、こちらがまだ6割代——7割近くいっておるかな——の判明率でございます。

○ 川村幸康委員

一遍、それちょっと紙で頂戴。どれぐらいわかっておらんか、また、昼明けでもええ。

○ 伊藤生活環境課長

では、資料で。

○ 川村幸康委員

それともう一個、もう終わるで。自動販売機、市の自動販売機CO₂削減対応になっておるのか、なっておらんのか一遍教えてほしいんやわ。さっき三木さんが質問しておったけど、これ、温暖化でどうのこうので、CO₂で幾らと言っておるやろう。私も無知やったで知らんのやけど、自動販売機って日進月歩で、全然CO₂削減のやつと、むちゃくちゃにCO₂出しておるやつとの差は激しいんや。それで、案外、自動販売機やと一旦置く場所に置いてあれしておるけど、そういう知識があって言うともうCO₂削減の自動販売機に変えていくらしい。言わんとそのまま旧式の古いので一遍環境部できちっと、相当な金額になるみたいやに。1台で10年ぐらいで20万円ぐらい違うみたいやで、電気代の額にしても。だから、それぐらい大きいらしいで、だから一遍環境部でCO₂と言っておるんやったら、公共施設に置いてある自動販売機も多分、管財課かどっかで入札にかけて入れておるんやろうと思うけど、自動販売機のCO₂がどんなになっておるのかって、多分、専門家が見たら、外を見たらすぐわかるらしい、どんなタイプかというのは。一遍調べてみて。

以上。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

そうしたら、時間もあれですので、ここで休憩にしたいと思います。今の答弁を留保させていただいて、休憩後に、あと、資料ができるものが、間に合うものがあれば、また間に合って出していただくということで。

それでは、再開1時10分ということで休憩させていただきます。よろしくお願いいたします。

12:07 休憩

13:10 再開

決算常任委員会都市・環境分科会を再開したいと思います。

なお、傍聴が来ております。申し添えておきます。

午前の協議の中で資料をつくっていただきました。また、委員さんのほうには資料を配付している部分があります。交付団体の売却益一覧というのは、これ、個人情報が入っていますので、委員さんのほうだけ配付させていただきたいというふうに思っております。

それでは、資料の説明から行きましょうか。

○ 伊藤生活環境課長

生活環境課、伊藤でございます。

午前中の審議の中で、二つ、2点資料請求をいただきました。

まずは、1枚A4ペラで市営霊園、塩浜、富田、富洲原の墓地の調査票ということで、お配りをさせていただきました。これにつきましては、この3霊園の総区画数とあと利用者の判明数、判明率ということで、お示しをさせていただいております。トータルで区画数4392区画数のうち、3634区画、判明率82.74%というふうになっております。

そして、もう1部、23ページものになっております。資源集団回収の助成金交付団体売却益一覧ということでお示しをさせていただきました。各団体名ごとに集めた数量及び売却益の金額についてお示しをさせていただいております。実施団体、まず、資源集団回収の登録団体数が平成28年度241団体ございました。そして、実施団体数につきましては、168団体という形になっております。全体で資源を回収していただいた量につきましては、

約2440 t という形になっております。助成金額は975万8000円ほどになっております。そして、午前中の中で、売却益がマイナスになっておるところがあるんじゃないかということでご指摘をいただいておりますが、総数につきましては4団体ございます。ちょっとこれ、マイナスになっておるのは4団体ございます。一応それ全てが、実を申し上げますと、保育園さんの保護者会のほうでやっていただいておりますものがマイナスになっておるといような状況でございます。

説明については以上でございます。

○ **中村久雄委員長**

ありがとうございます。

この資料についてご質疑ございましたら。

○ **川村幸康委員**

ありがとうございました。

一つは、まず市営霊園のほうですけれども、例えば塩浜やと旧墓地と新墓地というのは何かで変わって一緒のやつが旧から新に来たというのは、法律が変わってのこと、これ、使い分け、どういうこと。

○ **伊藤生活環境課長**

整備をしたタイミング、時期ということで。

○ **川村幸康委員**

塩浜のあれやったら、整理して204区画にしたということ。

○ **伊藤生活環境課長**

はい、例えば塩浜ですと、旧墓地ということで当初道の西側にあるのが旧墓地という整理をさせていただいておりますが、それについてはこの1199区画が先にできておって、その後、道を挟んだ南側に204区画できておるといということで、時期の問題という、その当時整備した時期ということで、昔整備したとこ、新しく整備したとこという整理です。

○ 川村幸康委員

そうすると、新墓地、旧墓地と塩浜やと1200区画があれで、1400区画あるということ、全部で、そういうことやな。それから、富田やと343区画と976区画を足したらええわけやね。そうすると、判明数なんやけど、判明数というのは、どういう判明、例えばよくあったのは、1カ所の墓地で前後持っておったとか、隣とかも全部三つ持っておるとか、権利をとっているのか、そこの持ち主の名前がはっきり明確に誰が持っておるといったのがわかったという判明数なの。何の判明数やろう。

○ 伊藤生活環境課長

はい、今現在、そのお墓を使っているというかお参りに来ていただいている、祭祀を承継していただいている方ということです。

○ 川村幸康委員

そうすると、現在、今そこの墓の守りをしておる人がわかっている判明数がこれということや。そうすると、よくあったのがまた貸しとか、権利貸しみたいなのがあったんやけど、それはもうないということ。

○ 伊藤生活環境課長

はい、いわゆるまた貸しでありますとか、それは考慮しない形になっております。要は、今現在どなたが使っているかということに絞った上での調査になっております。もちろん、要は使用許可を受けたものと利用者が一致して、祭祀を承継する側で一致している方というのありますし、これは今後も我々としての課題としては十分捉えておるんですけども、また貸しのような状態というのもまた貸しをされた側というか、今現在使っている方としてカウントした状態がこの3600区画になっております。

○ 川村幸康委員

そうすると、判明しておるのは今使っておる人、使っているのはわかっているけど、適正か不適正な継承の仕方というのは、まだそこまではメスを入れていないということや。だから、できれば、しっかりとこのやり方だとすると、しっかりとまた貸しも含めた権利で三つ、四つ下手をすると四つ、五つ持っておる人も聞くべき。それから、わかっておる

と思うんや、やっぱりそこはきちっとメスを入れて、放置しておくというのは暗に認めていることにもなるんやで、毅然とした態度でこれはやっていかんとあかんことやし、ずっと言われていることやで、判明数が出てきた努力は評価しても、一番厄介なまた貸しの問題は難しいけれども、それは一遍四日市市としてどういうスタイルで取り組むかということを一遍きちっと決めて、そうしたらそれでこうやっていきましょうということで、取り組まんと、責任をみんなで押しつけ合いをして無責任体制で何にもこれ進んでおらんということになるので、来年の今頃また出して。それで、進んでおらなおかしいでな。

○ 伊藤生活環境課長

はい、先ほどのまた貸しでありますとか、そういったいろいろな課題がございます。それにつきましては、当然法的な問題も発生してきますもので、そういった整理をした上で、対処していかなあかんというふうに考えておりますので、また、タイミングの中で、いろいろ整理をさせていただく中で議会のほうにもいろいろ報告はさせていただきたいと思えます。

○ 川村幸康委員

もう一個のほうも聞いてもいいですか。

これ、一番最初の例えば三重のこうやってなっておるやつやと、合計のあれが6530円で、売却益が1万4970円となっておりますよね。この6530円に40円やったっけ、幾らかけるんやった、これ。

○ 伊藤生活環境課長

はい、この表の見方としまして、数量につきましてはkgで入っております、掛ける4円が交付金という形になっております。そして、売却益につきましては、月単位で出させていただいております、そのたびごとに市況とか、そういった状況もありまして、単価が変わったりしておりますので、単純に掛ける何円という形ではちょっと出ておらないのかなど。たまたまこの1ページ目の一番上の子供会さんの場合ですとダは段ボールやで、kg2円で売却をされておるようですし、雑紙についてはkg1円、一番上の新聞——新は新聞ですけど——これは3円という形で売却がなされておるという状況でございます。

○ 川村幸康委員

雑の下の牛は何やこれ。牛乳パック、何やこれ。そういうこと。牛と書くんやな。

○ 伊藤生活環境課長

この表をつくる時に簡易につくらせていただいたもので、牛と書いてあるのは牛乳パックのことです。

○ 川村幸康委員

マイナスのやつはどこのページにあるの。ぱっとめくってわからん。

(発言する者あり)

○ 伊藤生活環境課長

済みません、まず15ページの真ん中ほどに橋北地区の団体さんが一つ、そして17ページの下から三つ目で楠町さんのほうの団体さんです。そして、20ページに行きますと、真ん中の桜と保々ですね。

(発言する者あり)

○ 伊藤生活環境課長

済みません。17ページが一番上でございます。済みません。17ページが一番上の中部の団体さんでございます。

○ 川村幸康委員

もう一遍言って、15ページ、17ページとあと何て。

○ 伊藤生活環境課長

20です、20ページです。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

13ページもあるのか、そうすると原因は何。

○ 伊藤生活環境課長

以前、確認させていただいたことにはなるんですけども、保護者の方が園に来る際に紙を持ってきます。紙類を持ってきていただきます。その際に園として用意してある箱にぽんぽんと入れちゃうといいますか、例えば新聞なら新聞できっちり分けてもうてある、段ボールなら段ボールできっちり分けてもうてある、というような状況であれば、紙業者さんのほうで引き取るに当たっては、戻って分ける必要がない。そういうような状況、あと、園ですとのりづけされたような紙も入っておったりとか、そうしますと、やはりそこら辺は単価が落ちる原因になるというふうに聞いております。

○ 川村幸康委員

そうすると、前のような汚いとか、汚れているとか段ボールやったら何でも集めてもええというようなことでもないんや。

○ 伊藤生活環境課長

はい、平成28年度につきましては、そういった形になっております。そういったものはないというふうに認識しております。

○ 川村幸康委員

はい、わかりました。

○ 中村久雄委員長

よろしいですか。

ほかの委員の皆さんから。

○ 樋口龍馬委員

最後一点なんですけれども、主要施策実績報告書118ページ、都市美化事業費ですね、

一番下の目3の上です。

路上喫煙の禁止に関する条例について公布をいただいておりますけれども、まだやっぱり吸い殻も完全には、ただ、今設定してもらった喫煙所が大変賑わっているのも目撃しているので、そのあたりの反応とかというのがもしあれば、教えていただきたいなど。その喫煙者からの反応。

○ 伊藤生活環境課長

はい、今現在パトロールはいろいろほぼ毎日のように平日の午後回らせていただいております。その中でいろいろご意見をいただいております部分もございまして、直接そういった方からいただいておりますわけではないんですが、メールでありますとか、ご意見としていただいておりますのが、つくってもらってありがたいという、いろいろと喫煙する側の立場の方からすると、いろいろ肩身が狭い思いといたしますか、そういった状況になる中で、きっちりこういったものをつくってもらったのはありがたいなということでご意見はいただいております状況です。

○ 樋口龍馬委員

私が見ていて一番腹立たしいなと思うのは、客引き等禁止の条例にも反していて、喫煙のこの防止条例にも反している方たちがダブルで違反して方がみえるもので、何とか以前から言っているんですけど、もうちょっと包括的な委託か何かにして、取り締まりをずっと二重でかけられないのかなというのは、地区的にも非常に重なっているんで、やってもうたらどうかなというふうに思うのと、1人挙げたら二つとれるわけでしょう、過料が。もうちょっと何とかならんかなと思うんですが、どうでしょう。

○ 伊藤生活環境課長

ご指摘の部分はごもっともな部分でございまして、それにつきまして、今現在いろいろな部分で月数回という形にはなるんですけど、合同で見回りといいますか、パトロールをやらせていただいたりをしております。また、それだけでは不十分な部分があるのかなという部分もございまして、それにつきましては、人員の関係のことがございますもので、いろいろな場で協議といいますか、検討を進めておる状況でございます。

以上です。

○ 樋口龍馬委員

部局をまたいでいる条例なので、その二つの条例が、部局が一つじゃないので難しいところもあるのかなと思うんですが、ぜひ検討を進めていただいて、なるべく条例に従った状況になるようにしていただきたいなというところと、あと、加熱式たばこの扱ってどうなっているんでしたっけ。

○ 伊藤生活環境課長

本市の場合、加熱式タバコ——いわゆるアイコスとかああいうもの——につきましては、適用外ということでしております。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。

○ 伊藤修一委員

目4の清掃工場費ですが、主要施策実績の119ページを見えています。

それで、一応廃プラスチックとか、燃やさないごみを可燃物としてクリーンセンターで処理の可能になったことから、1万8000t余りの増加になりましたと、そういうことでもありますけれども、当然それはそれでよしなんですが、それに伴って市外から受け入れておるごみの量が1000tばかりふえていると思うんやけれども、その市外からのごみの受け入れがなぜ1000tもふえたのか、それは例年ですと3000tで推移しておるんやけれども、クリーンセンター稼働で4000tということであれば、1000tふえたのはいったいなぜかというのが把握されてみえたら教えていただきたいと思うんです。

○ 中村久雄委員長

よろしいですか。前川さんですよ。

○ 前川生活環境課課長補佐

よろしく申し上げます。

これまでは、近隣の市町さんとしましては、川越町さん朝日町さんの受け入れを行って

おりましたが、昨年、クリーンセンター動く前までは家庭形の可燃物しか受け入れておりませんでした。平成28年度クリーンセンター稼働後は、いわゆる家庭形の粗大ごみ、いわゆる不燃物として扱われていたものも受けさせていただくことになりましたので、その分は増になっているというふうに分けております。

○ 伊藤修一委員

市外の市町、市外からの受け入れでも廃プラスチックとか、不燃物とか燃やさないごみも受け入れておるといふ、そういうことであれば、朝日町とか、川越町もそういう分別については同じように四日市市とやり方は同じなんですか。

○ 前川生活環境課課長補佐

実は、川越町さん、朝日町さんにおかれましては、まだ四日市市のような分別の方式にはなっておりません。それは今各町議会さんもいろいろご検討されていらっしゃると思うところだといふふう伺っておりまして、自治体でいまだどのようにやっていくかという方向を今模索されているというふうにご伺しております。

○ 伊藤修一委員

今説明あったのは、1000 t ふえたのは、市外から燃えないごみとかプラスチックとかが入り込んだからふえたんだと、けれども、市外のまちは従来どおりの分別を続けておると、何か答弁矛盾していませんか。

○ 前川生活環境課課長補佐

確かに、四日市市の場合は、クリーンセンター稼働にあわせて分別の方法を全て皆さんにお願いをして、ご協力をいただいて、変更させていただいたところですが、正直なところ、川越町さん、朝日町さんについてはその部分についてはいろいろご議論があったようで、まだそれには至っていないというふうにご伺しております。ただ、運び入れる、このクリーンセンターに入ってくる部分に関しては、可燃ごみと可燃性素材、不燃系素材もお受けするというふうなことでお約束をさせていただいて、ご費用の負担もいただいているものですから、入ってくるのは入ってくるんですけども、町民の方がごみを出されるときにはまだ従来の分け方、収集の仕方でも出されておるといふふうにご伺しております。

です。

○ 伊藤修一委員

また、その3町のことについて、また後ほど質問もさせていただきます。

次に、熱エネルギーの売電と、それからスラグの資源化をした結果、コストは昨年までの北部清掃工場に比べ、1487円の減額になりましたと書いてあるんですけど、これ、単位か何か間違っておらんか、数字。これ、主要施策実績報告書やもんで、1487円の減額というのは余り意味が分らんのか、費用対効果を考えたら、単位なき単位というか金額が何か間違っておらんかと思うんですけど、きちっとちょっと説明できますか。

○ 伊藤生活環境課長

119ページの真ん中の1487円の減額になりましたの、この部分かと思えますけど、その表中の上、実績の欄でトン当たり8763円、平成28年度についてはかかっております。そして、平成27年度につきましては、1万250円ということで、この差が1487円という形になっております。

○ 伊藤修一委員

その費用対効果がトン当たりで結局わかるということであれば、ちょっと表記が、これ1487円浮きましたみたいな書き方になっておるので、やっぱりこれはきちっと説明責任を果たす意味では、トン当たり単価がどうなったのかとか、言ってもらわんと、この主要施策実績報告書を見たら、1487円のために費用対効果、ここにかけたんかということになるので、きちっとそういうふうなことについては、説明責任が果たせるように書いてください、どうですか。

○ 伊藤生活環境課長

はい、以後気をつけます。

○ 伊藤修一委員

3町の話にちょっと戻るんですが、やっぱり3町さんの……、2町やね、ごめんなさい、2町についての話に戻ってしまうんだけど、やはり四日市との契約でお金はいただいてお

るからこれでいいんだということであるんですが、やはりその2町さんに対しても四日市で処分していただいておりますという、そういう意識というか、そういうふうなことの住民意識というのをやっぱり少し持っていただくことも必要やないかなと思うんです。そういう意味で、四日市市内の小学校の4年生の子供さんは、例えば、そのごみの勉強でクリーンセンターのほうに来させていただいて学ぶ機会があるというんですが、じゃ、2町の子供さんたちはどういうふうな対応をされているんですか。

○ 伊藤生活環境課長

はい、市内の小学4年生の方は、当然といたしますか、見学のほうは来ていただいております。あと、朝日町、川越町だけでなく、ほかの近隣市町の子供さん、小学校4年生の方も来ていただいております。

○ 伊藤修一委員

確認やけれども、朝日町も川越町も来ておるという意味でいいんですね。

○ 伊藤生活環境課長

はい、そのことで結構です。

○ 伊藤修一委員

そうしたら、またそういう部分では、市内の小学校だけではなくて、きちっと明記して、例えばまた資料を今後つくる時は、朝日町、川越町、2町の小学校もきちっと来ているということをやっぱり書いていってもらうように、そういうこともちょっとお願いをしておきたいと思います。

それから、周辺環境整備事業について、平成28年度は786万円支出しておるんやけど、この整備事情の内訳を平成28年度はどのような事業にこのお金が使われたか説明をお願いします。

○ 中村久雄委員長

周辺環境整備事業について。

○ 伊藤生活環境課長

はい、済みません。この780万円が一番大きなものといいますと、米洗川の河川の末端の部分にはなるんですが、河川の改良工事ということで、複断面化のほうを継続的にやっております。それが一番大きい事業で、約550万円ほど支出しております。

あとは、除草関係ということで、約百二、三十万円を支出しております。

○ 伊藤修一委員

除草は周辺ということやと思うんですけど、自分の敷地は敷地で当然やられてみえるので、その周辺ということで理解させてもらいます。

それと、あと米洗川はそうすると、平成29年も当然お金を出していくということやったら、大体どういうふうな計画で後、終期を考えてみえるのか、伺っておきます。

○ 伊藤生活環境課長

はい、この複断面化につきましては、事業量的に申し上げますと、あと2年程度で終了する事業量というふうになっております。

○ 伊藤修一委員

そうすると、ことしと来年と2年、もしくは3年ということで、終期を迎えるというそういう理解でいいですか。

○ 伊藤生活環境課長

はい、この事業につきましては、あとほんの数年程度で終了するというふうに考えております。

○ 伊藤修一委員

はい、了解です。そういうふうなことで、クリーンセンター新しい事業で出発したわけですので、ぜひ、これからいろんな意味での説明責任というのをしっかりまた、市民の人にも理解いただけるような配慮をお願いしておきたいと思います。とりあえずで。

○ 中村久雄委員長

はい、ありがとうございます。

そうしたら、ごめんなさい、午前中の引き続きの自動販売機のCO₂の削減についてということちょっと回答を。

○ 市川環境保全課長

午前中にちょっといただきました環境配慮型の自動販売機というところで、ちょっと時間もございませんでしたので、わかる範囲で回答させていただきます。

平成27年の10月現在ですけれども、125台ございます。その中で環境配慮型というところの定義もちょっと難しい中で、何台かというところはちょっとわかりかねるんですけれども、ただ、平成24年度に自動販売機設置仕様書というのをつくってございまして、その中で、省エネルギー対応やノンフロン対応など、環境に十分配慮したものであることというふうに定義づけで配置のときには確認をさせていただいておるという状況でございます。

以上でございます。

○ 中村久雄委員長

説明でよろしいか。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

了解です。

では、ほかの質疑のほうへ。

○ 川村幸康委員

この間で多分事業団のところの埋め立て処分場のあそこのあれはある程度一定の区切りがついて終わったと思うんですけど、あれで工事が終わったかどうかと、延命を前はしておったけど、クリーンセンターできたで、もう延命はせんでええんやろうけど、それでも埋め立て処分するものは出てくると思うけど、あとどれぐらいあるのかなと思って。前は大きな重機か何か特殊なやつで圧縮したり、あれして削っておったわね、どういう見越しをクリーンセンターが。私は逆にあそこが狭くなったらもう一遍掘り起こして戻して面積を

軽くしたらええんちゃうかなと思っておったんやけど、実際に東京なんかしておるわね、そうやって夢の島なんかもう一遍掘り起こして燃やして、もう一遍小さくして使っておるけれども、そこまでのコストをかける必要ないのかわからんけど、どんな状況なんやろう。

○ 伊藤生活環境課長

南部埋め立て処分場の現状ということでお答えさせていただきたいと思います。

平成28年度大体1300 tほど埋め立ての処分をさせていただきました。その中には例えば火事とかで大きい材木、柱ですね。そこら辺につきましては、やはり市のほうでは処分、クリーンセンターのほうでは処分できない部分になりますので、そういったものでありますとか、例えば身近なものになりますか、ボーリングの玉みたいに入れちゃうと一気にすんと下まで落ちちゃうような重たいものというものにつきましては、処分し切れないものになりますもんで、そういったものについては、埋め立ての処分をさせていただいております。それが昨年度で約1300 t、そして、その平成28年度に埋め立て容量としてそれを使ったのが大体3000 m³ほどでございました。そして、今現在、残っている埋め立てができる容量ということで申し上げますと、約20万 m³ぐらいということで、単純に3000 m³で割算をすると、60何年はもつのかなというふうは考えております。

○ 川村幸康委員

九州なんかのあれを見ておると、災害で山林からどんと流れたり、あんなのもあるけれども、その火事やあんなやつは南部埋め立て処分場って市民のほうも定着しておるけど、もし、破碎して燃やせるんやったら燃やしたほうがええんちゃうかなと思って。ただ、そんなことは、常日ごろからちょっと考えておくことと違うのかなって、できるだけ埋め立て処分場のほうにはキャパが残るように、60年やでと言っておっても、いついっばいになるかわからへんのやで、だからそれはもう少し埋め立て処分場の負荷は軽くなるようなことも見込んで、クリーンセンターつくったんやで、できればクリーンセンターに火事やら、それからあと切った木、あんなのも出ておるけど、燃やせるのちゃうかなと思っておるのに埋め立てておるので、あれ、燃やしたほうがええんと違う。

○ 伊藤生活環境課長

ご指摘の部分で、例えば火事で倒壊した話をいたしますが、火事の場合、受け入れをす

る前に現場へ我々が伺いまして、これはええ、これはクリーンセンターね、これは埋め立て処分場ねということでのある程度、一定の仕分けはさせていただいております。クリーンセンターの中で例えばギロチンでありますとか、破碎施設がございます。特にギロチンの機械につきましては、厚さが30cmを超えちゃいますと、できないという形になっております。あと、長さが2m以下じゃないとできないという形になっておりますので、特に火事の、家屋の柱ということになりますと、太さよりもむしろ長さになるのかもしれませんが、そういった部分でうちとしては、市としてクリーンセンターの中には受け入れが困難なものというふうになっておりまして、その中でやむなく埋め立てをさせていただいておるという状況です。

○ 川村幸康委員

現状はそうで分かったんやけど、少し工夫したら燃やせるものもあるし、カットしたらええんやで、そこらは少し指導できやんのかな、例えば切って持ってくるとか、何か工夫が。

○ 伊藤生活環境課長

火災現場に行った際に、そういった話はいろいろさせていただいておる部分はもちろんございます。ただ、施主さんといいますか、被災者側の方のご意向といいますか、そういった部分で申し上げますと、やはり1日でも早く片づけたいという部分もありますもので、なかなかそこら辺で調整が難しいという状況でございます。

○ 川村幸康委員

調整も難しいし、あれやけど、埋め立て処分場の原則、抑制していくというやり方をやっぱり意識持ってやらんと、クリーンセンターでちょっと軽くなったで、埋め立て処分場、どんどんええんやというのやと、埋め立て処分場にかけてきた今までのお金の金額からすると、膨大やで、すごいお金やで、埋め立て処分場。前まで延命策も含めて、何度かやっておるやん。また、こんなの60年あるとって安心しておると、気づいたらまたどうするという話になるので、やっぱり今余裕があるうちからあそこの埋め立て処分場、減らしていくというような意識は持ってやらなあかんで、言っておってもやらんのやで、心の中で気がつかないあかんで、担当者は特に。

○ 伊藤生活環境課長

埋め立て処分場の負荷を軽減するというので努力はさせていただきたいと思います。

○ 川村幸康委員

頑張ってください。

○ 中村久雄委員長

ほかよろしいでしょうか。

○ 伊藤修一委員

118ページと119ページにまたがっておるし尿の処理費の件なんですが、不用額1000万円一応出ておるわけやけれども、119ページ見ると、やっぱり搬入量が大きく減っておるところがあるので、ちょっとこの不用額はこういうふうな現象に伴うものだと思うんですけども、ちょっと説明を念のためにいただきたいのと、116ページには負担金のほうで、朝明広域衛生組合のお金が入っておるわけで、この組合費も現在3年目、包括業務委託で入っておるわけで、5年間のうちの3年目になっておるのと違うかなと思うんやけれども、違ったかな。それで、今後、四日市市としては、その包括の業務委託について、考え方はどう考えていくのかということもちょっとお伺いできたらと思います。

○ 伊藤生活環境課長

まず、118ページ、119ページのし尿の減ったぐあい関係からくる不用額についてでございますが、当初、予算を計上させていただく際に、単価というか、立米幾ら、キロリットル幾らという形の契約をさせていただいておる状況です。その中で、想定で我々がしておるよりも量が減ったということで、不用額が生じたというふうな形になっております。これにつきましては、やはり、2月定例会議等で減額をするというのが本来望ましい形かなとは思っております。ただ、なかなか見通しにくい部分もございますもので、減額補正をし切れなかったという部分で考えております。

○ 北住環境部理事

理事の北住です。

私のほうから朝明広域衛生組合の包括業務委託の関係でご答弁申し上げます。

包括業務委託自体は、昨年度から始まりまして、ことし初めて決算を出させていただきました。ことし2年目という形でございます。委託期間は5年間ということですので、当然、その5年過ぎた後には、そのさきどうするかというところは考えていかならんというふうに思っております。ですので、この包括業務委託自体を3年目、あるいは4年目の段階では、どういった形で総括するのか、また、今後どうしていくのかというところは考えていかならんと思っておりますので、そういったこともまた朝明広域衛生組合議会でもご説明させていただかならんと思ひますし、こういった場でもご説明させていただきまして、ご意見を賜って、次へつなげていきたいというふうに思っております。

○ 伊藤修一委員

上下水道局の決算のときにも水洗化率をしっかりと高めていって、市民の人に対するそういう働きかけ、しっかりお願いをしておるところで、反面、やっぱり水洗化率を四日市で上げていけば、当然、処理量は減っていくのはわかっておって、だから、逆に災害がなければ、これ、どんどんこれは減っていくのが当然という考え方をしていくべきじゃないかなと、だから、なかなか想定できないと言われるけれども、やはりある程度のやっぱり見通しは常に持つておってもらって、その減額補正がいつのタイミングかというのはまたそれは行政のほうでお任せしますが、そういうふうな見通しというのは当然あるんだということで、やっぱり決算締める前にそういうふうな対応ができたかできなかったか、そこはちょっと検討をしていっていただきたいと思うし、それから、さっき包括業務委託が一応決算のほうで上がってきたということでもあるんですが、実際のところが、包括業務委託をしていけば、組合議会として実際に5年間を5等分しておるだけだから、残っておるのは議会費か事務所費の本当のわずかの部分しか携わる余地がないわけです。そこで、結局朝日町でも川越町でも当然水洗化率も九十九点幾つぐらいになってきて、そうすると、四日市が占める割合を考えていったら、当然、四日市市が中心になって、その全体の負担金というか、全体の経費をパーセントで割れば、固定分の結局5%はあるけれども、従量制から見たら四日市が全部背負っておるみたいのところ、全部というか、そういう部分でやっぱり四日市がイニシアチブをとって、考え方を示していかななくてはならないと違うかと。だから、組合費が例えば20万円出しておるといふ、その中の結局一部、うちの負担金の

中の一部が組合議会費に流れておって、じゃ、組合議会費が例えば朝日町2人、川越町2人、これもいつから2人から知らないけれども、永久にこういうことを続けていっていいのかどうかということであっても当然、組合議会の議会費だけ聖域化できないわけだから、全体を見て、やっぱり四日市市がイニシアチブをとって、次の5年後の考え方を示す中で、やっぱり四日市市のそういうあり方とか、考え方の方針をぜひ示していただきたいと思うんですが、その辺のあとはタイムスケジュールやと思うんですけどね。その辺どうですか。

○ 北住環境部理事

昨年度来こういったご意見をいただきました。もっと前からいただいておりました、改めて事務局としても議論をしていくということになっておりました、さらには議会のほうでもご意見をいただきました首長同士の意見交換というようなところもしていただいて、できるだけ早くには結論を出してお示しをしていきたいというふうに思っておりますけれども、申しわけありません、具体的にいつまでとか、スケジュールまではちょっと今は申し上げられませんが、できるだけ早めに結論を出したいなというふうには思っております。

○ 伊藤修一委員

今きょうは決算だから、また次予算の機会もあるので、また予算のときに私が聞くか、川村さんが聞くかは知らないけれども、ちゃんと答えられるようにしておいていただいて、1市3町でやっておるけれども、いろんな意味で3町というのはつながりがあると、それもよくわかるけれども、ごみの処理でもいろんな部分でも消防でも、いろんな部分で四日市市として広域行政やっている中で、その組合議会のあり方が今問われておるんだから、そこのところは真摯にやっぱり協議していただいていくようお願いをしておきたいと思えます。

とりあえず。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

ほか。

○ 川村幸康委員

今のでも、伊藤さん優しいであれやけど、ずっと前から言っておってもタイムスケジュールが言えやんて、タイムスケジュールを具体的につくらなあかんやんかと言ってもつくりんので、やっぱり行動を一遍移さんとあかんわ。そうやろう、ここで聞いてもまたぐって耳抜けていくもん、左から右に。だから、もうちょっとそれは言っておることをきちっと理解して、どこが課題なのか、悪いことになるように言っておらんので、本当に包括業務委託に出したら、あそこまで寄ってやることがあらんもんで、それこそ無駄やなという話やでな、無駄はやっぱり省いた方がええんやで、やってほしいわ。あわせて言うていい、そのときに。結局、全部そうなんや、環境部だけは。何かしら遅いんやわ。体質的に、これ、遅い。早よ動かなあかんわ。環境を大事にして、スローな仕事ぶりも悪くないけれども、ちょっとスロー過ぎるわ。だから、さっきの言う北大谷斎場の問題にも社会変化に対してある程度敏感に対応してやっていってくれよと言っても、どうも私らここでこうやって意見を述べて決算をしながら、次の予算にも反映してもらおうように言っておるけど、基本的に何か打っても響いておるか響いておらんのかわからんでき。もうちょっとそこらをきちっと仕事をしてくれやんとあかんわ。特に、社会変化があつたでしょうと言っておるけど、もう一個外来の駆除をしておるのも、こういう環境部というのは大体難しい仕事ぶりなんやわ。セアカゴケグモやったか、あれでも刺されたら保健所で、出たときは環境部で対応をしておったわな。駆除行くのも環境部やろ、刺されて何かないと保健や福祉や、それから何でもそうなんや大体、ダニやあんなんでも湧く前は環境部で、何か湧いて人間に害がくると、今度保健福祉のほうへ行くんやわさ。これでもヌートリアとアライグマは何で環境部で、後のものが何で農林なのかもわからんやわ。その特定、何かで分けたのかという行政の縦割りでやっておると思うんやけど、基本的にイノシシをかけるところでアライグマ捕まっておるし、イノシシの罾やもんでとってアライグマ逃がしておるんやで、だから、もうちょっとそこらは連携をしてやらんとあかんわ。アライグマなんかは、農畜産物の被害もあるやろう、生まれた子牛食べたりして、何かしておるわけやろう。そういったことでいくとアライグマも別に農林のほうでやったらあかんわけやないし。ヌートリアというのは、何か害があるわけ。あれって、ネズミの大きなやつやろう。

○ 市川環境保全課長

ヌートリアの特徴と言いますと、河川敷とか、湿地帯とかによく見受けられて、余り陸のほうには上がらないんですけれども、ただ、畑へたまに水路から上がって、畑の農作物を食べたりとか、そのような害が報告はされております。

○ 川村幸康委員

私のところなんかでもヌートリアとアライグマがふえてきたなという話はよく聞くでさ。多分、昔以上に多いし、多分これを見ておると年々多分ふえてくるやろうなと思うよな。来年になると200頭ぐらい行くんちゃう。それぐらいの数で出ておるけど、捕まえられてないだけやでさ。だから、この主要施策実績報告書では、策定どおりにうまく行ってよかったみたいなことが書いてあるけど、策定見込みがふえ方に対して追いついておらんのと違うかなと思って。だから、もう少し罠を仕かけるところをきちっと見つけてかけて、地元の人もよう言っておるやん、こっちかけたほうが捕まるのにといいけど、なかなか自分らで動かせられへんしさ、役所が動かしてくれやなできやんで、だから、こんなところをもうちよっと多いんやったら人を手当てしてふやすか、住民の人が動かしてほしいというけど、おらんようになってから動かしにくくと言っておったで、だから、困っておるところにずっと対応できるようなこと考えやんと、その辺はどうや、声届いておるやろう。そうやけど、評価はこれ物すごい駆除費増加を抑制することができたというのは、駆除もしたし、抑制もできたけど、もっとふえておるよ、これ。アライグマなんかは特に。

○ 市川環境保全課長

おりの設置の際には、もちろん我々のほうに設置要請があった方と十分調整させていただいた上で、このあたりが望ましいというところで、設置をさせていただいておるという状況でございます。

あと、農水とのちょっと関係のお話ありましたがけれども、平成28年から農水のほうでパートというか、臨時職員を雇っていただいて、アライグマ、ヌートリアに関しては、環境保全課の業務として担っておるわけなんですけれども、捕まった際には、やはりワンストップというような形で農水林職員の協力も得ながら駆除も行っておるというところでございます。

○ 川村幸康委員

そうすると、農水のわなにヌートリアが捕まっても逃がしておるということはあらへんのやね。過去はそうやったんやわ。ヌートリアが捕まっておると逃がしておったんやわ。

○ 北住環境部理事

アライグマ、ヌートリアも含め、イノシシやサルなんかもそうなんですけれども、有害鳥獣の駆除という形になります。有害鳥獣の駆除する際には、有害鳥獣の捕獲の資格を持った方、おりですと、そのおりの資格を持った方が、おりを仕かける、何頭とるというような許可をとっていただいて仕かけるという形になります。ですので、イノシシを捕まえると言って、許可をとって仕かけたおりの中にイノシシ以外のものが入れば、それは駆除すると違法になりますので、狩猟免許を持った方にご迷惑がかかるということで逃がしておるといことは、ケースはあると思います。

○ 川村幸康委員

それをよく聞くもんで、地元の人もそれを見て捕まっておるのに、ヌートリアをとらなあかんやつなのにとれやんだもんでって逃がしておるんやわき。何でやなってみんな市民は思うで、役所というところは変わっておるなと言っておったんやでき。それはルールはルールだけれども、ヌートリアも駆除する、アライグマも駆除するのに、そんなヌートリアやアライグマがイノシシのおる箱ですかってわかるか。わからへんで。

○ 市川環境保全課長

先ほども農水との連携というお話もさせていただきましたけれども、有害鳥獣のイノシシとかのおりにアライグマ、ヌートリアが入った際には、やはり防除実施計画をいうのを私ども作成しておりますので、やはりそれに基づいて連携を図って、駆除に行っておるといところでございます。

○ 川村幸康委員

だから、駆除なんやでき、駆除するのが捕まったときは駆除したらええんとちゃうの、駆除しようと思っておりをはっておっても、はまらんときもあるわけやでき。それを何で逃がすのかなと思って。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

後ろのほうで、木塚さんですか。

○ 木塚環境保全課環境調整係長

環境保全課、木塚です。よろしくお願いします。

アライグマにつきましては、その地区によってアライグマの実際の農作物の被害が出ておる地区と、それほどでもない地区というところで、地区によって有害鳥獣の許可を出しておる地区と、出していない地区というのがありまして、その地区が比較的アライグマがたくさん出て、有害鳥獣ということで地元から有害鳥獣の申請が出ておるといふ地区につきましては、我々が仕かけたおりの中でアライグマが捕まったとしても、錯誤の捕獲という形になるんですけれども、その有害鳥獣という形で逃がさずに処分をしておるといふこと。ただ、それ以外の地区で、アライグマの有害鳥獣の申請が出てきていない地区につきましては、それを駆除してしまうと違法になってしまいますので、放獣をしておるといふ、そういうふうな状況でございます。

○ 川村幸康委員

ルールにのって駆除せなあかんというのはよくわかるんやけど、アライグマもヌートリアも特定外来種で、本来おったらあかんやつがおるわけやん。それが一応行政が仕かける一元的には罠にかかったら、四日市中で許可をしたらあかんのかな。そんな、この間うちの地区でヌートリアか何かが捕まったらそれを逃がしておったというのを聞いたもんで、そんな漫画みたいなことするけといたら、本当やぞと、俺らの見ておる前で捕まっておるのに逃がしておるんやもんといつて写真だけとってなと言っておったわ。なんじゃそりゃって、市民感覚からすると、外来種で、特定のそれで駆除してほしいやつやのに、何で逃がすのやろうなということしかないわけやな。だから、やっぱりその辺、ルールに基づかなあかんのかもわからんけど、もうちょっと伸び縮みしたらあかんのかな。それか伸び縮みできるようなそういうルールにちょっと見直すことが必要と違うか。軒下へ入ったり、天井裏にアライグマが入ったら、どたばたして仕方がないのに、そのアライグマが捕まっても逃がしておるといふんやで、俺も一遍自分のところにイタチが入ったときに捕まえた

ら商工農水部長に怒られたわ。そんなものはとったらあかんのやと言って、とったらと言って、家の中に入ってくるのでさ、とったのに、とったらあかんです、それ、雄ですか、雌ですかと言うんやさ、雌だったら違法ですよと言うんやろう。だから、実態はそういうのも言われることも行政的にはわかるけど、できれば四日市市アライグマ・ヌートリア防除実施計画その見直しをかけるのか、それとも罾をかけたときのルールを、今も狩猟免許が要るのはわかるわ。罾免許と箱免許両方ともあるのも知っておるし、わかるんやけど、許可制でやっておるのも、ただ、それでは追いついておらんぐらい量がふえてきておるで、そうやろう、鹿でもイノシシでも5年前よりは予想以上やんか、捕まえておる駆除しておる頭数は、それでもまだ追いつかんぐらいなんやで、ヌートリア、アライグマももうちょっと平成27年度につくったやつ、2年で見直しをかけて、それで許可は四日市中でこのアライグマ、ヌートリア、外来種のはつは特に、イノシシ、鹿はちょっと難しいやろうけど、外来種のはつはそうやって四日市市が決めたら法律で規制されておるわけじゃないんやで、策定計画にのっとってやればええんやし、駆除する場所も神前やであかんけど桜やったらええとか、そんなことを決めておらんと、四日市全体で罾をかけて、外来種が入ったら全て駆除するとかという策定に直すことは可能やと思うんやけど、それなら違法にもならんし、業務も効率よくできると思うんやわな。だから、もうちょっとルールも大事やけど、効率ということも考えて仕事はせんとき、せっかく捕まったのを逃がしておるといようなことはあかんわ。もし、人が要るならもうちょっと、これ予算もふやしてやらなあかんやろうしな。委託料もふやして、どう。

○ 中村久雄委員長

その辺のところ、防除実施計画の見直しも含めて、課長よろしい。

○ 市川環境保全課長

防除実施計画、平成27年から平成33年の3月31日までということで、環境省のほうに申請して、認められた計画ということで、作成をさせていただいておるといところでございます。

現在、おりですけれども、約30基持っておりまして、ほとんど今市内のほうに30基配置して、今待っておる方というのは、基本的には少ない状態の中で、全て配備できておるとい状況でございます。

先ほど、防除実施計画の見直しというお話もいただきましたが、当面、平成27年に策定して2年目というところもございますので、中身を十分もうちょっと精査をさせていただきながら、平成33年の3月という期限ですけれども、それまでということも含めまして、ちょっと研究をさせていただきたいなというふうに思っております。

○ 川村幸康委員

大体、そういうところに被害があるという人がそこへ罠を置いてほしいと自治会単位で来ておるとするんやわ、今。それに入ったやつをやっぱり駆除をしてやらんと、何やろうと言っておったで、この間でも、つかまっても逃がしておるんやで、やっぱり逃がしたらあかんわ。逃がしたら2度と入らへんそれは。だから、そんなことはちょっと一遍逃がさんと駆除するという事で予想以上にふえておるもん、最初の計画と大分違うやろ、これ、頭数はふえておるやろう。初め50頭もなかったんさ、初めのころに、これ、アライグマが出だしたとって、捕まえたころってそんなにおらへんのやろう、被害も今多いもん。だから、やっぱり変化に対してちょっと合わせて、策定を見直して。よろしいわ、これで。

○ 中村久雄委員長

関連で。

○ 伊藤修一委員

さっき写真を撮るという話があったんやけど、確認はどうやってしておるんやろうかと思う。よそは何か、尻尾を集めるところがあるとか、何か聞いたことがあるんだけど、尻尾を集めるのか、何の話か俺もようわからんのやけれどもさ、写真の確認って、その140頭の実績があるんやけど、その140頭はどういうふうな確認の仕方をされているんやろうか。

○ 中村久雄委員長

駆除の確認やね。

○ 市川環境保全課長

捕獲されたという報告を受けた際には、私ども市の職員が現地へ行っって、それがアライ

グマのか、似ているタヌキなのかというふうなところも含めて尻尾にしまがあるかないかというところで判断するんですけれども、その確認をさせていただくということと、実績報告というような形で、実際に捕まったというような形で写真もつけていただいておりますというところでございます。

○ 伊藤修一委員

じゃ、市の職員が必ず立ち会っておるということで理解していいということだね。はい、わかりました。

○ 中村久雄委員長

ほか、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

○ 川村幸康委員

それで、処分はどうやっておるの。あそこの河原田のところへ持っていっておるの。

○ 市川環境保全課長

クリーンセンターの一角に場所をお借りして、CO₂、炭酸ガスで箱に入れて安楽死をしておるということでございます。

○ 中村久雄委員長

よろしいですか。

ほか、何かご質疑ございませんか。ほかの質疑はいいですか。

○ 川村幸康委員

においの公害のやつ、騒音とか、そんなもんやけど、27分の10ページの、悪臭のこの22件不明となっておるんやけれど、事業上とか、そんなんもあるけど、どこかわからんということ、水質汚濁の不明のというのは、原因がわからんということ、これ。

○ 市川環境保全課長

資料の27分の10ページをごらんいただいておりますかと思うんですけれども、約3割、4割

は、私ども特に悪臭の場合ですと、苦情をいただいて、なるべく早く現地へ行って、そのおおいの種別も含めて、発生源を特定させていただいておるということなんですけれども、やはり一過性のものとか、非常に多くて、我々が現場へ到達したときには、においも収まっておるとか、水に関しても白っぽいものとか、そのものが流れておったにもかかわらず現場へ行ったらそれもわからなく、さかのぼっていっても発生源がわからないとか、そのようなものを不明に挙げさせていただいておるというところでございます。

○ 川村幸康委員

そうすると、不明やで不明のまま置いておくのか、一応は探すの、原因を。それとも、わからんで仕方がないなということなのか。

○ 市川環境保全課長

まず、現場へ出向いて、苦情者に対して聞き取りをさせていただいた上で、その方らに参考になるような意見をいただいたときには、例えば事業者に立ち入ったりとかもするんですけれども、その方らもどこかもわからんわというような話ですと、再度また発生した際に、こちらのほうにご連絡くださいというようなご連絡をさせていただいて、不明のままいたし方なくさせていただくというケースもございます。

○ 川村幸康委員

そうすると、この悪臭とか、大気汚染というのものもあるやろうけど、基準があってないわけ、基準というか通報があったらそれを1件に入れておるのか、どういう基準で載せておるのかなと思って。

○ 市川環境保全課長

この苦情件数の考え方ですけれども、例えば3カ月間同じ人から、同一の方から同一の苦情に対しては、例えば4月にあって、その苦情が、4月、5月、6月、その間に1度もなくて、また7月に同様の苦情があっても1件には数えさせていただいていますけれども、例えば、4月、5月、連続して同じような、同様の苦情があった際には、1件には数えていないということ。それと、例えばにおいの苦情で、5件や10件まとめて違った方から苦情が来る場合がございますけれども、それは、同じ苦情案件というふうに私どもが確認さ

せていただいた段階では1件というような件数の数え方をさせていただいておるところでございます。

○ 川村幸康委員

これ、私の場合、3年ぐらいかかって解決したというか、その方が亡くなったもので、近所トラブルで騒音とか、それから、においがしてくると言い切るんやわ。来てくれと、私が行ってみるとにおいもせんし、夜中に音がすると言うんやわ。行ってみると、夜中はよう行かんで、そうすると役所も何件かそういうのもあると思う。そういうの挙げておるのか。近所トラブルのやつ、警察も知っておるんやわ。警察も行っておるでな、警察にも言っておるで。そこらのやつの、だから、公害苦情件数にそんなんを挙げておるのか、近所トラブルのやつを。この数字をどう読み取るのかなと思って。だから、そういうのは挙げないのか。逆に、市民文化部のほうで挙げてくるのか、近所トラブルやろう。大体、においかうるさいかやろう、近所トラブル今多いやん。これはそういうたぐいのものは排除しておるのか、どういう分け方、これ。

○ 市川環境保全課長

私どもの件数として挙げさせていただいたのは、基本的には典型7公害と言われるような、大気汚染、振動、悪臭、土壌汚染等、7公害に関しての苦情が私どもに問い合わせがあったと、通報があったというときの件数として挙げさせていただいております。

ただ、個人的には民衆の苦情に関しては、なかなか規制というのも法律に基づくような規制もございませんので、そのあたりは非常に我々も苦慮しておるところではございますけれども、ただ、近くの方から苦情があったというのを伝えてもいいよというような方に関しては、苦情内容を伝えて、なるべく配慮をしてくださいというようなお願いベースになるんですけれども、そのようなこともさせていただいておるところでございます。

○ 川村幸康委員

そうすると、この発生源別苦情件数の定義というのはあってなさそうなものなんや。これも全然近所トラブルは入っていないわけ、そうすると、どうなの。

○ 市川環境保全課長

近所トラブルも含めて、においと、音の苦情、そのようなものも入れてございます。

○ 川村幸康委員

そうすると、それは何、民民やでってほっておくのか、警察にも多分そんな人は言うていくやん。役所的にはどういう対応をするの、これ。

○ 市川環境保全課長

先ほど少し申させていただきましたけれども、なかなか法律の規制というのはございませんので、やはり悪臭、騒音、振動に関しましても事業活動をしておる事業者というのが対象になってございます。ある家庭から出るような音なり、においというのは規制対象外でございますので、ただ、お困りになっておるといふ状況を、その発生源の方になるべく配慮してくださいというふうなことをお伝えしておるといふところでございます。

○ 川村幸康委員

わかりました。

○ 中村久雄委員長

それでは、ここで休憩をとりたいと思います。再開 2 時30分をお願いいたします。

14 : 18 休憩

14 : 30 再開

○ 中村久雄委員長

インターネット中継をお願いします。

それでは、質疑を再開いたします。

ほかご質疑ありませんか。特にないですか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

特にないようですけど、そうしたら、ちょっと私のほうから1点だけ、せっかく主要施策実績報告書の最後に施設別行政コスト計算書というのを今議会からつけていただいておりますんですけど、これにちょっと。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

最後307ページ、308ページ、もう最後、一番最後です。

施設別の行政コスト計算書、これちょっと所管部分説明いただいたら、簡単に結構です。

お願いします。

○ 伊藤生活環境課長

生活環境課、伊藤です。

307ページに北大谷斎場と四日市市クリーンセンターということで、二つ載っております。ただ、一つだけちょっとあらかじめ弁解というわけではないんですが、財政として作成していただいておりますもので、詳しい部分といいますか、ちょっと若干我々がつくっております単価とは違っている部分があるので、申しわけございません。ただ、考え方といたしましては、物件費、経常業務費用の中で物件費ということで載っております北大谷斎場であれば1億4500万円ほど、四日市市クリーンセンターであれば9億1600万円ほどの経費が載っております。これは、施設の管理運営費ということで、施設の管理業務委託が主な部分でございます、その経費が載っております。あと、その下の維持補修費につきましては、この事業費の予算を執行するに当たりまして、管理運営費等の事業コードがございまして、その中の維持補修費という部分で、計上されておりますものが北大谷斎場は1300万円、四日市市クリーンセンターについては800万円ほど、あと減価償却費ということで、これは施設を整備した場合の毎年の償却費を載せております。そして、公債費という部分で載せてありまして、あと補助費等々入れさせていただいて、経常費用としてそれぞれ北大谷斎場は2億2000万円、四日市市クリーンセンターは17億円ほどという形で載せてありまして、あと、その経常収益ということでは、使用料収入等が使用料収入でありま

すとか、先ほどの売電収入等を載せさせていただいて、最終的に行政コストとしてA引くBということで北大谷斎場は1億5400万円ほど、四日市市クリーンセンターにつきましては7億7000万円ほどという形でかかっております。

そして、最後、人口を載せて1人当たりを算出したような形で、あと受益者負担率というものを算出しておる状況でございます。

以上です。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

こういうふうな管理手法を取り入れたやつが今議会から載ったということで、また、これ参考にいろんな予算に関して反映できたらなというふうに思います。

ありがとうございました。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

はい、どうぞ。

○ 川村幸康委員

333万6000円のこれって、あれ、北大谷斎場の実費弁償金、雑入というのはこれ何なの。こっちのクリーンセンターは……。

○ 伊藤生活環境課長

3336千円とか、562677千円の部分でよろしいですね。ちょっとお待ちください。

○ 川村幸康委員

333万6000円か。金歯やからか、これ。

○ 伊藤生活環境課長

まず、北大谷斎場の関係の収入の部分ですが、1番多いのは、葬祭費負担金ということ

で、実は先ほど若干話がありましたが、引き取り手のない遺体を焼いております。これについては、10分の10で県のほうから収入が入って来る形になっておりますので、それが一番多くて、100万円ほどですか、あともう一つ、敷地占有料ということで、売店でありますとか、そういった分を貸しておりますもんで、そういった部分の収入が180万円ほど、二つ合わせて大体280万円、これが330万円の大きな二つになっております。

あと、クリーンセンターのほうです。クリーンセンターにつきましては、まず、売電収入が5億3000万円入っております、あと、朝日町、川越町からいただいておりますのが2300万円ほど入っております。この二つが1番大きい二つというふうになっております。

○ 川村幸康委員

残った貴金属のあれというのは、ことしは売ってもそんなにお金上がらんだ。あれ、毎年500万円とか1000万円、1000万円もないで、五、六百万円あらへんだ。

○ 伊藤生活環境課長

済みません、昨年、平成28年は約900万円ほど入っております。

○ 川村幸康委員

これには入ってこんの。財政がつくったって言うけど、どういう入り方。

○ 伊藤生活環境課長

この残骨灰につきましては、財政の収入の扱い上の話になるんですけども、一般財源としての扱いをしておるとおられますもので、これ以上、こちらには財源譲渡というか、経費には充てていない状況になっています。

○ 川村幸康委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 市川環境保全課長

済みません、先ほど答弁させていただいたアライグマ、ヌートリアの駆除の件でちょっと訂正、修正させていただきたいと思っております。ほかのアライグマ、ヌートリアを目的以外

に設置したおりに捕まったアライグマ、ヌートリアを逃がしておるといようなお話で、法的には有害鳥獣捕獲許可証がないと云々というような答弁を係長よりしたんですけれども、実際は、アライグマ、ヌートリア実施計画に基づいて、我々どんなおりであっても基本的には捕まった際には、捕獲駆除しておるといことで、基本的には逃がすというようなことはございませんけれども、1年前、2年前と申しますと、例えばアライグマ、ヌートリア防除実施計画ができる前ですと、やはり有害鳥獣捕獲許可証がないとというところで逃がしていたことがあったかなというふうには思っております。

○ 川村幸康委員

今は逃がしていないということね。

○ 市川環境保全課長

捕まったものに関しては、基本的には捕獲駆除をしておるといところでございます。

○ 川村幸康委員

わかりました。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

それでは、意見も出尽くしたようですので、討論に移りたいと思います。

討論がありましたら、ご発言をお願いします。

(なし)

○ 中村久雄委員長

討論も別段ないようですので、これより分科会としての採決を行ってよろしいか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

なお、全体会審査に送るべき事項については採決の後に確認させていただきます。

ご異議もないため、簡易採決により行います。

議案第7号平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計の決算認定について、一般会計、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2項清掃費、環境部所管部分につきましては、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

続きまして、全体会へ審査を送るべき事項について委員の皆様から提案がございましたら、ご発言をお願いします。

(なし)

○ 中村久雄委員長

なしということで、確認いたしました。

それでは、全体会に送るべきものも、事項もないというところで行きたいと思います。

以上で議案第7号平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定に係る環境部所管部分の審査は終了となります。どうもありがとうございました。

[以上の経過により、議案第7号 平成28年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、第2項清掃費、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 中村久雄委員長

理事者のほう入れかえ、交代ありましたらお願いします。

それでは、ここからは予算常任委員会都市・環境分科会として、議案第12号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第3号）についての審査を行ってまいります。

議案第12号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 中村久雄委員長

議案第12号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第2条債務負担行為の補正（関係部分）、議案聴取会で請求のあった追加資料の説明からお願いいたします。

○ 岡田四日市公害と環境未来館副館長

お世話になります。

それでは、タブレット端末の初期画面でいきますと05都市・環境常任委員会の05のその次、08の平成29年8月定例月議会のまた下の03環境部関係資料の中の116分の6をお開きください。

これが、先ほど委員長申されました追加資料でございます。よろしいでしょうか。ちょっと小さいですが。よろしいですか、委員長。116分の6です。

環境学習事業等運營業務委託費、債務負担についてというところでございます。1、2、3とございますが、まず、ちょっとお聞きください。平成27、平成28、平成29年3カ年、この同委託をしてまいりました。環境未来館ができてからということでございます。この資料の柱になることを二つ最初に申し上げます。まず一つが、産業都市である本市の強みを生かすというような観点で来年からの3年間に見直しをかけたいというのが一つ、それから、環境学習については、二つ目は環境学習については、環境部が軸となって調整し、数字にしていまいりたいと、この二つでございます。

それでは、説明に入らせていただきます。

従来、本町の環境学習センターでやっていた講座、あるいは環境活動団体エコパートナーと呼んでもいいです。団体の活動支援と、こういう二つを私どもは隣のじばさん三重の2階に活動室というのを設けて、そこで環境学習の拠点ということで、先ほど申し上げた講座の段取り、それから団体の活動支援ということを行っております。

説明につきましては、1番、3番、2番でさせていただきます。

まず、1番、環境学習事業等運營業務委託の成果と課題、成果は先ほどの3年間、これまでの3年間、土日、夏休みを中心に多くの講座を開催してきました。下にあります平成28年度は7400名余りです。この方々に環境の大切さを啓発する機会を提供し、環境学習、

それから団体の環境活動の拠点としての機能を担ってまいりました。これが、私のところの一言で言うと成果でございます。

その下、一方でのところですが、課題として先ほど申し上げました柱の一つ産業都市である本市ならではの強みを生かすということの充実、これも事業者、例えば企業の皆さんとの協働によってより充実をしていかないかということが課題として挙げられます。

例えば、環境に配慮した事業者の方々に講師を務めていただく講座や施設の見学というようなお客様、来館者、参加者に興味を持ってもらえるような内容も取り入れていきたいというのが、この課題といたしますか、課題に対するこれからの方向性、私どもが考えておるところでございます。

これが1番、これが講座施設見学等に事業者の方々との協働でいきたいというのが一つ、それから3に飛ばせてください。

この環境学習等運營業務委託というのは、団体活動支援というのもあります。団体というのは企業も含めてです。それは、エコパートナーというものも、活動支援というものもこの委託の中で大きなものとしてあります。3番、しかしエコパートナーに事業者の登録は少ないというのが現状でございます。ここに平成28年度末で60団体のエコパートナーがございます。そのうち事業者、コンビナート企業も含めて9団体であります。少ないと考えております。開館以来エコパートナーの裾野を広げるということで努力をしてきましたが、このエコパートナーが行う環境に関する活動を裾野を広げながら生かした講座を委託し、実施をしてまいりました。エコパートナーさんに1団体1回4万円で当館で講座を開いていただくというのがそれでございます。平成28年度の実績は18回でございます。こういうのを実施してきました。今後は、産業都市である本市の強みを生かすため、エコパートナーさんの登録の中に企業を含めた事業者さんに登録をしていただく、これをふやし、講座や環境フェアへの出店など、市民を初め多くの人に地元企業が環境に配慮しながらやっておるというようなことを知っていただく機会をふやしていきたいというところがこの委託の柱、平成30年度から3年間で今までの3年間も振り返り、より力を入れていきたいというところでございます。これが1番と3番でございます。

そして、2番——順序があれば申しわけございますが——環境学習についての教育委員会ほか、他部局との連携ということでございます。

繰り返しになる方もみえますが、当館では公害を乗り越えてきた経験を生かす、そして、未来によりよい環境を引き継ぐという重要な役割を担うということで、公害と環境学習を

一体で取り組んでおります。本市の環境教育については、ここの数行は一言で申しますと、四日市環境計画の中に四日市市環境教育等推進行動計画というのを策定して取り組み、当館がその中心を担って取り組んでいるところであります。ですので、今後も環境部が軸となり、私どもの館も一生懸命になって他部局とは調整をもちろん図りながら、推進をしていくという姿勢でございます。ここが債務負担行為の追加資料の説明は以上でございます。失礼しました。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございます。委員の皆様からご質疑ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

ご質疑なしと認めます。

質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言お願いします。なしということでよろしいでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行ってよろしいか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、議案第12号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第2条債務負担行為の補正（関係部分）について、環境部所管部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

なしということであります。

それでは、全体会に送る事項の確認だけさせていただきます。全体会に送るような事項はございますか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

なしと認めます。

以上で議案第12号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第3号）について環境部所管部分の審査は終了となります。

[以上の経過により、議案第12号 平成29年度四日市市一般会計補正予算（第3号）、第2条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

14：52 休憩

15：11 再開

○ 中村久雄委員長

続きまして、平成29年度第1回四日市市環境保全審議会が開催されたということですので、都市・環境常任委員会所管事務調査として報告を受けたいと思います。平成29年度第1回四日市市環境保全審議会についてということで、資料の説明をお願いいたします。

○ 市川環境保全課長

先ほどの資料、タブレット端末の116分の12ページをお開きください。

平成29年度第1回の四日市市環境保全審議会を平成29年8月9日に開催させていただきました。環境保全審議会委員13名のうち、10名の委員にご出席をいただいております。

ご審議いただきました議題についてでございますが、大きく3点ございます。

1点目が足見川メガソーラー事業についてでございます。この事業は、環境影響評価条例に基づきまして、事業者から提出のありました環境影響評価準備書について市長に意見を述べるに当たりまして、審議会に諮問をさせていただいたというところでございます。

2点目が、四日市市環境計画の見直しについてでございます。

3点目が平成28年度環境保全主要施策等について報告をさせていただいたというところでございます。

まず、1点目の四日市足見川メガソーラー事業についてでございますが、タブレット端末の116分の36ページから116分の61ページにかけて事業の概要や調査した結果の内容などについて添付をさせていただいておりますが、この資料に基づいて、事業者より当日説明をいただいたというところでございます。事業者への質疑や意見につきましては、大きく9点ございましたけれども、その内容につきましては、116分の71ページから116分の76ページにつけさせていただいております。主な質疑についてご紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、何かあった際の連絡や管理体制について委員から質疑がございました。事業者からは管理事務所を設置し、常時連絡がとれる体制を整えるとの回答がございました。

また、保守点検についての質問に対しましては、事業者からは目標であります、発電事業を今後40年間やっていきたいという意向があるというところでございます。

自治会への説明を年1回程度開催し、その場で地元からの意見などを考慮していきたいという旨の回答がございました。

また、次に、騒音や地下水のモニタリングの方法についてということで、116分の72ページの3番でございますが、これまで騒音につきましては、4回測定したといった中で、その中で一番大きな騒音の大きい値を準備書に記載したこと。また、地下水の測定につきましては、工事に当たる前から地下水を測定する水位計を設置して連続して測定しているということや、管理の中で除草剤を使用しないというようなどころのご説明がございました。そのほか、サシバへの影響やより多くの残置森林を残す要望など、管理などについての意見がございました。

2点目が環境計画の改定についてでございます。これもタブレット端末の116分77ペー

ジから116分の113ページに当日の資料をつけさせていただいておりますけれども、先ほどちょっとお話をさせていただいたとおり、地球温暖化対策実行計画の市域編及び市役所編についての見直し及びスマートシティ構想についてご意見をいただいたというところがございます。

質疑につきましては、タブレット端末の116分の98ページから99ページに質疑をつけさせていただいております。委員からは事業ごとに温室効果ガス排出量を算出する方法についてや本市のCO₂排出量の部門の特徴などについての意見や質疑がございました。

3点目が、平成28年度の環境保全主要施策について報告をいたしました。大気や数値の測定結果そして環境基準に対する評価、苦情件数などについてタブレット端末の116分の103ページから113ページに資料をつけさせていただいております。

環境保全審議会委員からは、外来生物であるヒアリの市内の状況などについて質問がございました。

概要については、以上でございます。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

概要についての説明をいただきました。委員の皆様からご質疑ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

別段ご質疑もないようですので、本件についてはこの程度といたします。

それでは、あと、もう一点、請願第6号の対応についてということで都市整備部と合同で説明を受けたいと思います。

本日はここで終わりたいと思います。

よろしいでしょうか。

次にその他の事項として請願第6号への対応状況についての報告を受けたいと思います。

請願第6号への対応状況についてということで、資料の説明をお願いいたします。

○ 市川環境保全課長

タブレット端末の今お聞きいただいております資料116分の116ページをごらんください。
メガソーラーに係る対応状況についてご説明をさせていただきます。

経緯につきましては、記載のとおりでございますが、平成29年2月請願者6名より太陽光発電事業に関する規制を求めることについての請願が提出をされました。6月定例会議会において、請願が採択されたというところでございますが、請願への対応の方針といたしましては、現在関連する法令を所管する部局で検討を進めておりますが、6月定例会議会において、条例の制定に限定されるものではないとの見解も示されておりますことから、条例を制定することによります土地の利用の規制を設けるということではなく、7月に施行されました三重県のガイドライン、太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインの運用を基本としつつ、きめ細かな地域への課題へ対応できるよう、本市独自のガイドラインを策定する方針で進めております。なお、本市の景観条例では、既に一定規模の太陽光発電施設が届け出対象となっておりますが、その取り扱いを明確化する景観計画の見直しを予定しております。

本市のガイドラインの今後のスケジュールについてでございますが、12月中旬までにガイドラインの素案を策定させていただき、11月定例会議会の中でお示しをさせていただきたいと考えております。

また、パブリックコメントを1月から約1カ月程度実施させていただき、今年度中に本市のガイドラインを策定してまいりたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。

○ 中村久雄委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

委員の皆様からご質問を受けたいと思います。

ご質問ございますか。

○ 樋口龍馬委員

確かに条例制定に限ったものではないという話で進んでいった事実を私も認識してはいますけど、条例制定について検討しないというわけではないと思うんです。そこについては検討した結果、ガイドラインを細かくというのであれば、その経過についてももう少し教え

てもらわないといけないのかなと思いますが、説明の補足を求めます。

○ 中村久雄委員長

よろしいか。

○ 市川環境保全課長

条例の制定についてというところでのご質問ではございますが、やはり先ほども少しお話はさせていただきましたけれども、条例を制定して、土地に制限を加えるということに関しましては、慎重に対応すべきというところもございます。また、土地の所有者の制限も加わるというようなこともございますので、そこまでは非常に難しいという判断に至ったというところでございます。

○ 樋口龍馬委員

確かに、現行所有者の方の心情といえどということもあるものの、財産を動かす云々となると、慎重にせないかんところはあるかと思いますが、環境部という立場でいえば、地球環境というのは預かりものやという考え方も持たないかんとは思うんです。その中で判断というには、少しまだ部内の整理が足りないんじゃないかなというふうに今の補足では感じるところであります。そのあたりいかがですか。

○ 市川環境保全課長

確かに温暖化ということに関しましては、自然エネルギーを活用することでは非常に有効な手段だとは思いますが、やはり土地の制限、太陽光を設置するに關してその土地はいけないよというような、例えば環境部としてその土地が特化して本当に必要な土地なのかどうかと、自然保護も含めまして考えますと、四日市市内でそのような土地はなかなか見あたらないというようなところから、制限を加えるのは難しいというふうな判断に至ったというところでございます。

○ 樋口龍馬委員

土地自体に制限の網をかけるという話じゃなくても考え方って色々あると思うんです。そこについての議論があったのか、なかったのか、というところを伺っているわけですが、

例えば調整区域的に仕切って行って、ここには建設してはいけないですよという網をかけよという話では全然なかったと思うんです。面積の部分であったり、ワット数の部分であったりという話の流れの中での請願だったという理解を私はしているんですが、今の課長の話だと、どちらかというところにはつくっちゃいけない、ここにはつくっちゃいけないって網をかけるような考え方で条例については採用しなかったという話に聞こえたんですが、その理解でいいですか。

その理解であるのであれば、私はちょっと条例というものに対する課長の捉え方が範囲が狭いのかなというような印象を受けたんですけれども。

○ 市川環境保全課長

今回の請願と申しますか、太陽光発電に対する規制と申しますのは、やはり、地域住民が何も知らないまま太陽光発電施設ができているとか、例えば工事が知らないまま進んだ、またそのコンデンサーとかの電磁波等の影響もあるというところの不安がこの請願につながったというふうに私どもは理解をしております。それと、あと、条例の制定について、土地を限定してエリアを限定していくというものにつきましては、先ほどからも申し上げておるとおり、そこまではなかなか難しいのではないのかなというところでお話をさせていただいたというところでございます。

○ 樋口龍馬委員

余り私ばかりしゃべっていてもいけないので、いったん下げたいなと思いますが、ガイドラインをつくる、市で独自に定めていくということに対して何らかの反対をしたいというものではないんですけれども、今回請願を上げてきた願意の中から一体何を読み取っていくんだという点においてはもう少し部局内でも、このガイドラインとは並行して、別の口で探っていく必要があるのではないかなということだけ申し上げて私は終わります。

○ 中森慎二委員

私も樋口さんの意見と同感で、遅い行政運営の中でこんなに早く結論を出さんでもええんじゃないの。もっと議論を重ねるべきじゃないの。何でこれに限ってこんなに早く結論が出てくるのか不思議やね、これ。市民の皆さん方の思う分というのは、願意の流れの中で太陽光発電というものをもう一度市民の立場からも、一度環境的な立場から見てくれな

いかというのが願意だと思うんです。だから、別に条例制定に限定されるものではないからいいという話では全くなくて、それが条例に沿うものであるんなら、条例にすればいい話であって、請願がそれは制約をしてないよという話であって、これを何か大義名分のよに大上段に掲げて、それだからええんですなんて開き直っているような行政要らんじゃない、そんなんやったら、環境部なんて要らんやん、そんな話をしているんやったら。じゃ、ここに至る議論はどうやって議論してきたんや。それを明らかにしなよもっと。じゃないと、請願出された人たちは納得できないんじゃない。やっぱり、行政の中で真面目に議論してほしいよという意味じゃないの、請願の趣旨は。そんなのも酌まんとこんな請願、条例に限定されるものじゃないからええですわと開き直っておるような行政やったら環境部は要らんよ。もう一遍やり直さないかん、こんなの。別に3月まで結論出してもらわんでもいいですよ別に。何でこんなに急がないかんの、これだけに限って。ほかにもっと急がなあかんものあるんじゃない、そんなんやったら。もうちょっと真面目にやらないかん。

○ 中村久雄委員長

厳しい意見をいただきましたけれども。

○ 市川環境保全課長

これまでも関係部局で寄って3回ほど議論をさせていただいたというところでございます。もちろん、それが3回で終わるということではなくて、今後も11月までには何回か会議を開催させていただき、もう少し煮詰めたものを提示させていただきたいなというふうには考えてございます。

○ 中森慎二委員

樋口委員もおっしゃったけど、この場所に太陽光をつくったらいかんという規制を求めている条例ということでは全くないんですよ。そんなことを求めてないと私は思うんです。あなたたちほかの市町村の条例を勉強したのか。具体的にどんどころを勉強したのか、ちょっと言ってみてよ。

○ 中村久雄委員長

はい、答弁。

○ 木塚環境保全課環境調整係長

環境保全課、木塚でございます。

まず、条例を制定しておる自治体、あるいはガイドラインを制定しておる自治体というところでさまざまな事例があるわけでございますけれども、まず、都道府県レベルでいきますと山梨県、高知県、茨城県、和歌山県というところが三重県と同様かのようなガイドラインを制定しておるというところでございます。兵庫県は県レベルでの条例を制定してございます。

続きまして、市町独自のガイドラインというところで行きますと、さまざまな日立市ありますとか、古河市、長野市、上田市、岡谷市、さまざまな自治体が制定しております、一方で条例というところで行きますと、条例の形、さまざまな条例がございまして、まず、太陽光の設置について市長の同意を求めると、同意制を敷いておるところが富士宮市、真庭市というところがございます。

また、市の許可が必要である、許可制を敷いておるというところが高崎市とか、太田市とか、前橋市とか、栃木市とか、そういったところがございます。先ほど環境保全課長が申したエリアを区切ってその太陽光の設置を禁止しておるというところで行きますと、つくば市という事例がございます。その他、笠間市とか、赤穂市とか、九州の由布市とか、そういったところは届け出制の条例を敷いておるというふうな事例でございます。

あと、最近一番新しい事例として、県内で志摩市が条例を独自に制定されたという事例がございます。

○ 中森慎二委員

その勉強をしてどう感じたわけですか。四日市に使うところはなかったの。引用すべきところはなかったということなの、3回会議をしたと言っておるけど。見てきただけでは意味がないので、それを受けとめて四日市として使えるもの何があるのか、四日市はこうすべきじゃないとか、その結論になったのがきょうの1枚の話ですか。

部長、答えてもうたらどうですか。

○ 川北環境部長

先ほどもうちの職員がご答弁させていただきましたように、条例の制定であったり、ガイドラインの制定であったりとかということにつきましては、私どもなりに研究をさせてきていただいていたところでございます。

この件につきましては、請願が出されてから、採択されたのが6月定例会議会でありましたが、その前の段階の中で、多くの議員さんのほうから一般質問をいただいておりますというような状況もあって、並行してずっと勉強させていただいておりますという状況ではございました。6月からこの9月というのは短期間だというご意見でございましたが、その以前から勉強は並行してさせていただいておりますという状況ではございました。その中で条例かガイドラインかというのは、二者択一がいいかどうかという議論もまたあるわけですが、条例かガイドラインか、ガイドライン等と言ったほうがいいかもわかりませんが、条例かガイドラインかということでございますが、条例というものになると、先ほどから中森委員、樋口委員がおっしゃっているように、条例の中にもいろいろあるじゃないかというようなご趣旨のご意見かなというふうに思っておるわけですが、条例かガイドラインかという判断の中で、ガイドラインの中で何らかそういった願意が含まれるようなことの中身を反映できるようにできないかということの結論に達したわけでございます。

まだ、ただ、残念ながら、じゃ、どういうガイドラインにするんやということを今ちょっとまだ煮詰まっていない状況ではございますが、それこそ今までご質問いただいたり、あるいは請願の審議の中で各種ご意見を我々も拝聴しておりますので、そういったものを少しでも反映できるようなガイドラインにして請願者の願意に答えてはいきたいというふうに考えておるところでございます。

○ 中森慎二委員

本市独自のガイドラインを策定する方針に至った内容をちょっと文書で出してください。

○ 中村久雄委員長

資料請求が出ましたけど、庁内の論議を、そこへ至ったということをもっとわかりやすくということですね。

○ 川北環境部長

はい、わかりました。

○ 中村久雄委員長

よろしく申し上げます。

ほか、ご質疑ございますか。

○ 樋口龍馬委員

余りしつこくなってもいけないので、先ほど制限区域を設けるつくば市の事例は、我々も条例を勉強しに行ったときに聞いています。ただ、非常に珍しいケースであるということもその中で確認もしていますし、だからその制限区域を求めているような条例というのがとても特別なものでもあるにもかかわらず、そこを大上段に持ってくるというのはちょっと作威的なものを感じたくないけど、感じてしまう部分もあります。だって、ほかのところは同意をとるとか、許可をとるとか届け出制であるということが圧倒的に多い中で、その制限区域を設けているたった一つの条例を持ってきて、制限区域を設けることは適切ではないと考えたためにガイドラインで行くんだというのはいかにも乱暴やなという気がしますので、改めて、並行して検討していただくということを強く申し上げます。

○ 中村久雄委員長

答弁いいですか。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

わかりました。

ほかよろしいでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

じゃ、あとその庁内論議がはっきりわかるように資料をお願いします。

ご意見、ご質問は特にないようですので、本件につきましてはこの程度といたします。

以上で環境部の所管事項はすべて終了になります。お疲れさまでございました。

なお、本日はこの程度の所管にいたしまして、都市整備部のほうは、あした10時からやりますので、その点、よろしく願いいたします。

15：38 閉議